

平成 29 年度 事務事業評価 二次評価結果集計表

No.	評価結果		年 度					
	展開方針①	展開方針②	H29	H28	H27	H26	H25	H24
1	現状のまま継続		211	200	203	204	205	221
2	見直しの上で継続	重点化する	39	56	50	45	49	28
3		効率化を図る	20	18	18	21	12	20
4		簡素化する	0	0	2	0	0	1
5		その他	1	3	2	3	6	0
6	休止・廃止		0	0	1	1	2	0
7	終了・完了		8	6	2	11	10	11
合 計			279	283	278	285	284	281

※過去5年度分の結果を掲載

■平成29年度事務事業評価結果

展開方針①：見直しの上で継続

展開方針②：重点化する

事業数：39事業

管理番号	担当課名	事業名	H29決算額	左記の理由
7	総務課	職員研修事業	1,297	コンプライアンス・ガバナンスの視点から研修を継続し重点化を図る。
13	総務課	庁舎管理事業	19,574	将来の在り方を検討
14	総務課	財産管理事業	2,555	公共施設の整備計画策定及び推進
40	総務課	遭難対策事業	106	全体的な組織化を図る
48	総合政策課	公共交通検討事業	4,277	交通弱者対策を継続的に検討する
49	総合政策課	吾妻広域町村圏振興事業	10,247	チェック機能強化
58	総合政策課	婦恋村ジオパーク推進事業	10,983	再認定に向けた国の補助事業を検討
61	総合政策課	婦恋高等学校活性化対策事業	1,101	
62	総合政策課	ふるさと納税管理運営事業	69,627	増額のための創意工夫
64	総合政策課	交流拠点整備推進事業	0	集客拠点の整備検討
65	総合政策課	地域おこし協力隊運営事業	29,797	人員増員と任期満了後の定住化支援
66	総合政策課	移住定住促進事業	3,000	空き家管理等の情報集約
70	総合政策課	農村工業導入事業	0	計画廃止を含めた活用方法の検討
78	総合政策課	婦恋浅間寮運営事業	47,521	入寮者増のための創意工夫。村民への事業理解を深めるための広報実施
80	税務課	村税滞納徴収事業	1,936	収納率向上
94	住民福祉課	シルバー人材センター運営委託事業	2,500	地域ニーズとのマッチング
156	住民福祉課	ICTを活用した身体活動維持向上プログラム	8,409	
165	農林振興課	環境保全型農業推進事業（村単）	1,966	グリーンベルト面積を増加させる
170	農林振興課	農業体験・交流事業	130	他の交流メニュー検討、観光部門との連携
178	農林振興課	有害鳥獣対策事業	12,442	
187	農林振興課	ぐんま緑の県民税事業	12,983	活用方法を検討すること
191	農林振興課	農産物振興事業	4,570	加工品を含め特産品の開発に向けた全村での取り組み検討
193	建設課	県営事業負担金	15,750	
198	建設課	農地耕作条件改善事業	222,807	
200	建設課	小規模農村整備事業	114,272	
210	建設課	国土調査事業	21,660	
211	建設課	緊急路面維持修繕事業	20,995	
213	建設課	村道維持管理事業	153,400	
218	建設課	村営住宅管理事業	8,601	
233	観光商工課	観光振興事業	23,404	観光協会の強化育成による推進体制の充実
235	観光商工課	万座・鹿沢口駅活性化対策事業	138	総合政策課との情報共有及び連携強化
237	観光商工課	観光情報発信事業	242	戦略的な情報発信
254	教育委員会	東部保育所運営事業	22,908	職員の確保
256	教育委員会	スピードスケート振興事業	4,649	指導者の育成
259	教育委員会	社会教育振興事業	207,036	スポーツや文化の振興、生涯学習の充実を図る
271	教育委員会	浅間山熔岩樹型整備活用事業	214	ジオパークとの連携強化
272	教育委員会	湯の丸レンゲツツジ群落保護増殖事業	968	ズミ・白樺を伐採しないとどんどん減少。牛の放牧数の増も検討
273	教育委員会	文化財保護活用事業	3,853	
274	教育委員会	資料館運営事業	98,288	ジオパークとの連携強化

■平成29年度事務事業評価結果

展開方針①：見直しの上で継続

展開方針②：効率化を図る

事業数：20事業

管理番号	担当課名	事業名	H29決算額	左記の理由
10	総務課	文書管理事業	165	管理の徹底を図る
15	総務課	情報政策推進事業	93,147	セキュリティポリシーの徹底
20	総務課	つまごいまつり補助事業	2,600	
35	総務課	広域消防運営負担金	189,785	経費を精査すること
54	総合政策課	国際交流事業	185	国際交流の必要性。手法の検討。
56	総合政策課	大学連携事業	606	実績を意識した取り組みを検討
57	総合政策課	自然景観づくり植樹事業	5,421	農林振興課との連携による事業実施
59	総合政策課	地域交流事業	0	目標、目的の明確化
76	総合政策課	婚活支援事業	3,003	手法精査
93	住民福祉課	環境改善センター運営事業	7,460	施設老朽化に伴い今後の在り方を検討
104	住民福祉課	福祉バス運行委託事業	11,878	住民ニーズの把握と広報の充実
107	住民福祉課	高齢者福祉タクシー事業	611	おでかけタクシーとの情報共有及び連携
157	住民福祉課	国民健康保険特別会計（事業勘定）	1,759,685	激変緩和措置が終わるまで効率化を図る。
158	住民福祉課	国民健康保険特別会計事業（診療施設勘定）	41,901	医師の確保に努めること
184	農林振興課	村有林広葉樹化推進事業	5,974	総合政策課事業との共同開催検討
207	建設課	宅地造成販売事業	0	
223	観光商工課	バラギ温泉センター運営事業	20,907	新たな経営者の開拓
224	観光商工課	職業安定負担金	1,559	訓練校についての方向性の設定が必要
231	観光商工課	観光団体助成事業	11,075	個別の団体・協会等について精査が必要
268	教育委員会	総合グラウンド維持事業	8,926	利用率等による検討が必要

展開方針①：見直しの上で継続

展開方針②：その他

事業数：1事業

管理番号	担当課名	事業名	H29決算額	左記の理由
34	総務課	監査事務事業	267	議会事務局へ早急に移行を検討。

展開方針①：終了・完了

展開方針②：

事業数：8事業

管理番号	担当課名	事業名	H29決算額	左記の理由
51	総合政策課	少子化対策事業	23	
110	住民福祉課	臨時福祉給付金事業	24,176	
111	住民福祉課	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	0	
112	住民福祉課	介護基盤等整備事業費補助金事業	75,178	
195	建設課	農山漁村地域整備交付金事業		
196	建設課	天然記念物食害対策事業	10,066	
197	建設課	農業基盤整備促進事業		
199	建設課	中山間地域所得向上支援事業	125,842	

■平成29年度事務事業評価結果一覧表

事業種別	担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
1	議会事務局	議会だより発行事業	791	現状のまま継続			住民の目線で監視し、批評する立場の議会がどのように村の政策決定に関わっているのか、その内容を詳細に分かりやすく公開し、村民に村づくりへの関心を持ってもらい、積極的な村民参加を促す。	村民(各世帯・個人)、関係団体、関係自治体、庁内各課に配布	議員(広報編集委員会)と事務局で作成、編集した原稿を業者に依頼してレイアウトや印刷をする。1年間に4回発行(3月、6月、9月、12月定例会ごと)、1回 3,600部	総務課 広報作成発行事業	全戸配布しているが、議会活動に対する住民の反応が見えにくいため、読みやすく分かりやすい紙面により、住民に伝わる広報紙の作成に取り組む必要がある。	広報編集委員会を設置し、議員主導による紙面作りに取組んでいる。
2	議会事務局	議会運営事業	59,312	現状のまま継続			より開かれた議会を目的とし、議会の機能強化と活性化を図る。	議会・委員会・全員協議会	調査、研究、研修を積み重ね、必要な条例・規則などを制定し、議会活動を住民に分かりやすく広く広報するとともに住民の声を議会活動に反映させ、制度政策立案に結びつける。	他市町村、全国町村議会議長会、群馬県町村議会議長会、吾妻郡町村議会議長会等	首長の行う政策を監視する議会の動向は注目され、その役割は大きい。また、首長の政策を判断、評価したことに對する説明も求められている。	議会運営事業の先例を見直しながら効率化を図り、条例、規則の本旨に合う運営を目指してきた。
3	議会事務局	議事録調製委託事業	1,410	現状のまま継続			議会の議事録を文字に反映し、データ化する作業の委託を行う。地方自治法第123条の規定に基づくもの。	本会議、全員協議会	議事録調製業者へ委託		本会議の議事録や動画をホームページ等で公開する自治体が増えている。より広く村民に情報を提供することを検討していく必要がある。平成28年6月定例会の本会議からホームページに議事録を掲載している。	H27に議事録記録機材を購入し、作業の効率化と、音声記録漏れの改善を図った。H28からはホームページに議事録掲載。
4	議会事務局	視察等調査活動事業	1,468	現状のまま継続			所管に関連する施策・事業、議会運営に関する先進事例等を調査することにより、議員の見識を高めるとともに、円滑な議会運営を図り、村における課題の解決に向け取り組む。	自治体が抱えるさまざまな課題に対する取り組みの先進事例等	事前に視察目的など諸課題について研修しておき、議会又は委員会等で計画し、最小経費で実施。	場合によっては当局担当者も同行する。	議会本来の機能強化、改革に注目が集まりつつある。視察等調査の内容の更なる充実を図り、機能強化を図っていくことが必要。	議員全員による視察形態から、委員会による視察調査活動にシフトしてきた。
5	総務課	地区活動助成事業	12,320	現状のまま継続			広報の配布、回覧物、各行事の紹介など行政情報等を区長の連絡網及び組織を活用し、村民に迅速かつ的確に伝える。	区長報酬・事務委託料	伍長や役員組織を活用し行政情報を的確に村民に伝え配布する。	各区へは、5日、15日、25日と月に3回集約して区長に送付する。	個人情報等は、内容伝達には不適切な場合があり注意が必要。	郵送料との比較 H28より区長さんは集落支援員を兼務
6	総務課	固定資産評価審査委員会運営事業	0	現状のまま継続			審査申出があれば審査委員会(委員3名)を開催し、評価額が適正かどうか審査を行う。	固定資産所有者とその納税義務者。	審査申し出に対して、固定資産評価審査委員会が審査を実施。	税務課	家屋についての評価方法がマスコミに取り上げられ、納税者の関心が高まっている。	問合せ時には、税務課でできるだけ詳細な説明を行うようにしたい。
7	総務課	職員研修事業	1,297	見直しの上で継続	重点化する	コンプライアンス・ガバナンスの視点から研修を継続し重点化を図る。	将来の職員減少に備え職員の資質向上のために研修を計画的に実施する	職員・県派遣旅費 上田市定住自立圏	活用できる県及び町村会若しくは、研修アカデミーを活用する研修情報を的確に提供する。	担当課で有意義な研修があれば、コストを考慮し参加する	行政サービスを効率よく提供できる職員を育成することが求められている。	住民サービス向上に向け自己能力を高める
8	総務課	職員福利厚生事業	3,022	現状のまま継続			職員の健康管理、新人職員の作業着貸与を行い働きやすい職場環境の充実に努める。	職員及び臨時職員。	被服の貸与。 職員の健康診断。	特殊作業についての被服や作業着は、各課で対応。	他の民間企業の福利厚生状況との比較。 職員の事業主検診は、国保診療所で実施。	被服貸与の規程に基づいて、計画的に貸与する。 職員の事業主検診は、診療所で実施。
9	総務課	総務事務管理事業	11,844	現状のまま継続			総務課の雑用的な事務を行なう	その他の事業	雑用事務の執行	臨時職員の保険料・人件費、俵追保録代、郵便代、コピー代等	渋川交通災害共済は、H18から廃止。H21から5大紙を取ることもとなった。	臨時職員の郵、郵送料の減額、コピーの減量等、裏面の活用。 H24.11より3.70円/枚に(以前は4.60円/枚)
10	総務課	文書管理事業	165	見直しの上で継続	効率化を図る	管理の徹底を図る	文書管理システム及び保存ファイルにより効率化を行う。	村職員	文書保存整理規程により、文書の保存を行う。		公文書公開請求も有り、その対応のためにも保存管理についての適正化が必要となる。	ファイルの統一、大量購入により単価を下げた。
11	総務課	秘書業務事業	2,256	現状のまま継続			より円滑に行政が行われるために、特別職等のスケジュール調整・交際費の支出	村長・特別職・役員職員・関係団体等	各課や関係団体からの依頼を受けて特別職等のスケジュールを調整する。交際費支出基準に基づき適切な交際費の執行をする。		H19年度7月から秘書業務を分離	
12	総務課	公用車管理事業	3,643	現状のまま継続		15年または20万kmを超えたものを基準に予算化している。	公用車の適正な管理及び効率的運用により運行時の安全を図る	公用車・職員	・自動車整備組合及びディーラーへの点検整備、修理の依頼 ・任意保険への加入手続き及び事故時の対応 ・安全運転の励行 ・バスの運行管理、使用許可。		環境に配慮した低公害車への転換。	保有台数を削減し、経費節減のため中古車の購入などを行ってきた。
13	総務課	庁舎管理事業	19,574	見直しの上で継続	重点化する	将来の在り方を検討	公務の円滑な遂行及び来訪者の親しみやすい庁舎作りのために、庁舎及び公共施設の維持管理を行う。	庁舎・来訪者・職員	管理委託契約により、自動ドア、電気設備、消防設備、地下タンク、分理機保守管理。・職員による庁舎の清掃、宮掃。・清掃会社による床清掃		村民が利用しやすい庁舎づくりを目指す。・大規模な災害時において災害対策拠点となりうる庁舎づくり。	・昼休み時の照明消灯。 ・給湯をガスから電気へ転換。 ・職員による事務所内清掃。・事務室照明のLED化実施。空気清浄設備の一部実施。
14	総務課	財産管理事業	2,555	見直しの上で継続	重点化する	公共施設の整備計画策定及び推進	全村民共有の村有財産の適正かつ適切な管理	土地・建物等村有財産	条例、規則に基づき所管課局等との連携と全職員による管理意識の向上を図り、管理体制及び管理システムの構築する。	環境省、関東森林管理局、群馬県土木事務所、嬭恋土地改良区等	老朽化施設の増加に伴い、必要性和利用率、コストなど維持管理のあり方が問われている。 別荘地については売却困難な状況と高齢化による管理放棄、又は相続放棄等により寄附の申し入れが増加している。不動産の流動化が望めない状況である。	H20年度より、一定条件の下寄附受け入れを開始した。

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
15	総務課	情報政策推進事業	93,147	見直しの上で継続	効率化を図る	セキュリティポリシーの徹底	インターネット等で、住民との情報交換や住民サービスの向上を図る。市内ネットワークを活用し、事務の効率化やホームページでの情報公開を図る。メールによる住民からの問合せに対応する。	職員・住民	村が整備した光ファイバを通信事業者へ貸し出しを行うフレックスマルチサービスの導入により地域間の情報通信格差は解消される。市内ネットワークシステムを用い、市内、外部とのメール・施設予約・文書管理・財務会計システムやLGWANとの接続を行い、総合的な業務を行う。	群馬県情報政策課 総務省関東総合通信局 吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会	NTT東日本のフレックスマルチサービスは提供可能となった。光ケーブルの賃貸借と保守管理業務継続。 吾妻郡クラウドシステム共同化に伴い幹線システムを備TKCに移行し、コストの削減及びセキュリティの強化をおこなった。またクラウド化に伴い、災害時に郡内の町村でのシステムの共有を行えるようにした。	地域情報通信基盤整備事業により整備した光ファイバー網を、通信事業者に貸し出しインターネットサービスを提供。システムリプレース、ホームページのリニューアル。吾妻郡クラウドシステムの構築。情報システムのセキュリティ強化。
16	総務課	千代田区交流事業	134	現状のまま継続			千代田区と碓氷村の姉妹提携協定に基づき、行政交流から住民交流まで、相互に自治体が補完しあい村づくりに寄与する。	行政交流から民間交流に参加する村民	各課単位で千代田区の事業については予算化している。総務課は事業ごとに支出方法が異なるが、直接経費や補助金として支出し事業を執行している。	各課の事業状況を踏まえ実行委員会にて調整している。	千代田区に関する住民の関心が高いので、相互に有効な事業を取り入れ実施する。	経費の負担方法。財政が厳しいが昨年並みの交流事業経費を見る予定。
17	総務課	公平委員会運営事業	0	現状のまま継続			職員の昇給昇格など勤務条件の不平等な取扱等が生じた場合等に公平委員会が相談及び窓口になる。	不公平な取扱を受けたと思われる職員	職員の相談及び苦情の窓口として当局と調整を図る。		行政評価、職員減員など職場の職務環境が変化の中で公平委員会の役割が重要になりつつある。職員の苦情相談などの窓口支援を公平委員会がするよう義務付けられた。	経費については執務報酬による
18	総務課	交通安全対策事業	2,260	現状のまま継続		生活弱者への周知徹底	村民を交通事故から守り安全・安心な生活をおくれるようにする	住民 安協負担村民・村内 通行者	・交通関係施設（歩道、カーブミラー、ガードレール等）の整備・調整 ・道路危険箇所への看板調整整備 ・交通安全啓発物の配布 ・交通安全教室の開催	警察、交対協、県・西吾妻・村交通安全協会の団体が行う交通安全事業、西吾妻交対協、建設課が行うカーブミラーの設置	飲酒運転による重大さは社会的に認知されて来た。最近では高齢者による事故が問題となっている。また観光客の増加や夏季の野菜積載トラックの増加に伴い、道路危険箇所への安全対策が必要となっている。	碓氷村飲酒運転撲滅宣言を宣言、交通看板の設置
19	総務課	交通指導員活動事業	2,151	現状のまま継続			村民への交通安全に対する指導、また、安全を守るため	住民 指導員手当	・横断歩道等街頭での交通安全指導 ・各種行事での道路通行の安全確保 ・交通安全啓発活動	警察、交対協、県・西吾妻・村交通安全協会、全国一斉春夏秋冬の交通安全運動	交通安全への意識の高まりと、住民の安心・安全が期待される。	
20	総務課	つまごいまつり補助事業	2,600	見直しの上で継続		効率化を図る	村民及び別荘地に来村する観光客等に夏の一夜を花火やまつりかみなど子供から大人まで楽しんでもらうためにお祭りを実施する。	村民及び観光客など	寄付を集め実施団体が各部会ごとに計画実施する。村は、職員中心にサービスを実施するとともに実施委員会に補助金を支出する。	寄付あつめに対しては碓氷村、商工会、観光協会及びJA碓氷村に委託等を集め、資金源とする。各種団体に部会を構成して企画から実施まで委託する。また、関連事業者にテナントとして協力をお願いしている。	地元企業や商店街は、不況のため経営状況は芳しくない。寄付の集まり状況は、減少傾向にある。今後寄付が前年並みに集まるとはいえないので、支出については、厳密に削減するなど創意と工夫が求められている。	コストパフォーマンスな芸能人の招致。花火の創意工夫。舞台の簡素化。
21	総務課	賀詞交換会実施事業	66	現状のまま継続			新年を村民と一緒に会し賀詞を交換する	全村民及び区長等区役員	学校体育館での出初式終了後、移動して碓氷館で実施。	消防出初式	日本の伝統的な新年の挨拶行事。参加者も固定化されつつある。当該年度の叙勲対象者に敬意を表し紹介している。	アルコールからジュース類に変更。叙勲受賞者を紹介し敬意を表している。
22	総務課	顧問弁護士委託事業	700	現状のまま継続			社会の複雑化に対応し、法的な手段が必要ときに弁護士に気軽に相談し諸問題を解決する目的で顧問弁護士を委託する。	あらゆる法的な事例に対応	顧問弁護士を委託する		社会が複雑化する中で、より専門的な法的知識が必要となっている。	弁護士料金の減額
23	総務課	自治振興功労者表彰事業	86	現状のまま継続			地域で自治など地域振興分野で活躍していただいた功労者に敬意と感謝を表すために実施。	自治振興功労者	文化祭の場で感謝状と記念品を贈呈する。紺綬褒章者に感謝状を贈呈。	条例に基づく功労者待遇とは異なるが、柔軟に対応をする。	地域自治と協働が今後求められるので、NPOや地域ボランティアの活躍など今後期待される。よってこれらの表彰を活用し、貢献のあった方々が意欲を持てるように制度を生かしたい。	
24	総務課	自治総合センターコミュニティ補助事業	2,404	現状のまま継続			各区の自治コミュニティ事業を支援するためにこの事業（一般コミュニティ助成事業等）を活用する。	各区の公民館などの改築や、地域コミュニティの支援活動	今までの碓氷村の枠組みは、年に2箇所程度であるので、地域コミュニティの希望が多い場合は、内部調整が必要。	地域振興補助及び魅力あるコミュニティ事業 補助額を超えた部分について予算の範囲内で1/2（地域振興補助金）補助する場合あり。	地域の公民館などが改築や改修する時期に来ており、これらの経費を捻出するにも、地域と行政が協力しながら計画的な実施が必要になってきた。自治総合センター自体が国の事業見直しの対象となっており今後注意が必要である。	宝くじの資金活用を効率よく活用する。区長会での調整や、協働の芽を育てたい。
25	総務課	防犯対策事業	1,755	現状のまま継続			各種団体への協議会負担金を助成することで育成指導する	各種団体	協議会へ負担金を支出する	警察署、NTT等の協議会、行政相談、発電、森林環境税	財政が厳しい状況下では、各種団体への負担金も決算状況を見ながら減額する方針に対応する	目的が曖昧なものや意義達成の薄いものは廃止する。防犯協会のウエイトが高いので減額を求めたい。
26	総務課	地域振興補助事業	9,579	現状のまま継続			地域のコミュニティ事業を助成し、地域の核になる公民館等を維持管理できるよう助成する。	11区及び別荘地区	防犯灯、施設補修及び備品購入等について補助金を予算の範囲内で助成する。	宝くじ振興協会の助成事業（コミュニティ事業）、魅力あるコミュニティ事業、地域支援コミュニティ事業を活用する。	地域活動の拠点となる地区の集会施設も今後老朽化で施設修繕や建て替えや増築など地域から様々な要望が課題となっている。	予算の範囲で事業実施するため補助率が変動してきた。
27	総務課	選挙管理委員会運営事業	620	現状のまま継続			選挙の適正な執行を行うため、議会の選挙により選出された4名の委員で構成された選挙管理委員会を開催及び運営する。県や他町村等との連絡、情報交換及び協議を必要に応じて行う。	碓氷村に住所がある年齢満20歳以上の日本国民で、3月以上住民基本台帳に登録されている人	委員会の開催や、選挙における選挙人の確認及び二重投票の防止のための選挙人名簿の登録及びその調整		政治への無関心からくる選挙離れや少子高齢化による選挙人の減少など	選挙時における啓発運動の推進減少など

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
28 総務課	選挙啓発事業	43	現状のまま継続			選挙人が積極的に政治・選挙に参加するように努める。また、若年層へ投票参加を促す。	全村民	小中学生に対して明るく選挙ポスター作成依頼など	教育委員会	政治への無関心からくる選挙離れや少子高齢化による選挙人の減少など	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
29 総務課	参議院議員選挙実施事業	0	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表明する意思により議員を公選するため	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	選挙管理委員会という機関の管理で実施	政治への無関心からくる選挙離れや少子高齢化による選挙人の減少など	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
30 総務課	群馬県知事選挙実施事業	0	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表明する意思により知事を公選するため	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	選挙管理委員会という機関の管理で実施	政治への無関心からくる選挙離れや少子高齢化による選挙人の減少など	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
31 総務課	群馬県議会議員選挙実施事業	0	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表明する意思により議員を公選するため	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	選挙管理委員会という機関の管理で実施	政治への無関心からくる選挙離れや少子高齢化による選挙人の減少など	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
32 総務課	村長・村議会議員選挙実施事業	0	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表明する意思により議員及び長を公選するため	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	選挙管理委員会という機関の管理で実施	政治への無関心からくる選挙離れや少子高齢化による選挙人の減少など	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
33 総務課	衆議院議員選挙実施事業	7,795	現状のまま継続			地方自治法及び公職選挙法等に従い、選挙人の自由に表明する意思により議員を公選するため	有権者及び候補者	公職選挙法に定める選挙人自らによる投票	選挙管理委員会という機関の管理で実施	政治への無関心からくる選挙離れや少子高齢化による選挙人の減少など	H28.6.19から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。	
34 総務課	監査事務事業	267	見直しの上で継続	その他	議会事務局へ早急に移行を検討。	自治体が行う事務の執行の適正性、適法性、妥当性をチェックし、違法・不正行為の是正及び指導を行う。検査・監査・審査の効果的かつ効率的な実施。	嬭恋村の財務事務、行政事務、事業管理及び財政支援団体の行い事業	研修会等を通して知識、技術の向上習得を図る。	全国町村監査委員協議会、群馬県監査委員事務局、吾妻郡町村監査委員連絡協議会	国をはじめ地方自治体の財政状況は極めて厳しい状態にある。このことから財政の建て直しのため計画を立て取り組んでいるが、その中に不法・不正となる行為がないか、また、常に経済性の発揮と福祉の増進のために有効的・効率的に予算が使われているか厳しい目が注がれている。	独任機関であることの認識のもと、監査委員主導の監査(検査・監査・審査)になりつつある。H21.1.1付けで監査基準を定めた。H26年度より決算審査報告を9月議会本会議場で議見監査員が報告するようになった。	
35 総務課	広域消防運営負担金	189,785	見直しの上で継続			効率化を図る	経費を精査すること	住民及びその財産	常備消防(消防車・救急車)の整備	消防団、警察	様々な事故が発生していく中でこれに対応する職員能力の充実、消防施設・車両等の充実が求められている	負担割合等は加入各町村による協議で決められている為、その場でのしっかりした協議が必要である
36 総務課	消防団婦人消防隊活性化事業	31,231	現状のまま継続			各地区での炊き出し訓練や消火器訓練などの実施を検討	地域防災の要である消防団の活性化を図ることにより地域の安全・安心を確保する。	地域住民及び財産	消防団・婦人消防隊の充実、防災訓練等の実施	各地区、広域消防、県消防防災課、国・県消防協会	各地区において団員、隊員の確保が難しくなってきたり居住地域単位でのコミュニティの必要性が叫ばれる中で、嬭恋村においては、これまでの団・隊の活動がこれにあたると思われる。今後この体制が崩れないよう行政として育成していかなければならない。	各種行事の見直し等を行い、より地域に根ざした実践的な活動になるよう改善していきたい。
37 総務課	消防施設整備事業	10,513	現状のまま継続			消防活動に必要な施設の整備を行い、地域の住民の安全を確保する。	住民及びその財産	消火栓・防火水槽の設置、詰所等の改築、水利の確保。消防ポンプ車の維持管理。	消防団、各地区	新興住宅地や別荘地の定住者の増加などにより新たに消火栓等の設置が生じる。	新興住宅地への消火栓の設置、老朽化による取替	
38 総務課	水防事業	91	現状のまま継続			水防活動に必要な施設の整備を行い、地域の住民の安全を確保する。	住民及びその財産	水路の整備、水害発生に備えての土嚢袋等の確保。	消防団、各地区	近年、地球温暖化による局地的な集中豪雨が発生するなど、村においてもこうした事例が出てきている。	各地区において土嚢用の砂を確保し災害に備えさせた。	
39 総務課	災害対策事業	13,739	現状のまま継続			地域防災計画に沿って遂行する	自然災害等から地域住民、及び来訪者を守る。	村民及びその財産、観光客	浅間山の噴火により、防災に関する村民・別荘所有者等の意識が高まってきている。また、地球温暖化等による局地的な降雨による災害が発生しやすい状況となっており、それらに対応するためにも日常的な情報収集が必要である。	消防団、広域消防、警察、各地区、県、気象庁、軽井沢測候所、前橋気象台、浅間周辺市町村、長野県、国交省利根砂防事務所	浅間山噴火による、防災に関する村民・別荘所有者等の意識が高まってきている。また、地球温暖化等による局地的な降雨による災害が発生しやすい状況となっており、それらに対応するためにも日常的な情報収集が必要である。	火山防災啓発事業を統合、H30と31で防災無線のデジタル化を実施
40 総務課	遭難対策事業	106	見直しの上で継続	重点化する	全体的な組織化を図る	遭難防止対策を行うことにより、地域住民及び来訪者の安全を確保する。	住民・観光客	遭難の要因となる、立入り禁止区域への立入りの規制、高山植物等採取禁止区域での採取の抑制・広報活動並びに捜索活動。	他市町村遭難対協との連携、警察、消防、消防団	遭難事案の要因である高山植物の採取・盗掘を防止するため、広報活動を行うとともに、警察による取締りを実施することにより遭難事案は減少してきている。	警察への取締り強化の要請、広報活動の実施	
41 総務課	財政管理事業	40	現状のまま継続			・効率的な財源配分と健全な財政基盤を確立する。 ・税金の使途の透明化	嬭恋村予算、全事務事業	・予算調整と適正な執行管理を行う。 ・決算統計、バランスシートなど各種財政資料の作成。 ・地方債発行等の手続き。 ・地方交付税基礎資料の作成。 ・財政状況の分析、財政健全化計画等の策定・見直しを行う。	行政評価システム運営事業、実施計画策定、公債費負担適正化計画、健全化法に基づく健全化計画及び第三次財政健全化計画、財務省補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画、統一的基準による公会財務書類作成事務	平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」より、財政状況の公表をはじめ、財政状況により財政健全化の取り組みが義務付けとなった。住民に解り易い財政資料の公表が求められている。	H22.9財政健全化団体から脱却、H24決算で起債許可団体から脱却 H25決算より県内ワースト1脱却	
42 総務課	嬭恋自然休養村運営事業	322	現状のまま継続			・パラグライダーの観光振興 ・交流事業の促進 ・就業機会の増大と地域活性化	・観光客と嬭恋村民並びに千代田区民他交流先住民	指定管理	千代田区交流事業	千代田区において自然の中でのスポーツやレクリエーション活動を目的とした保養施設として昭和63年に開設し、嬭恋村とのスポーツ、教育文化等幅広い交流活動の場として利用されてきたが、区の方針変更で平成28年4月より嬭恋村立施設として運営の継続を予定。	平成28年4月より指定管理にて運営	

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
43 総務課	広報作成発行事業	3,365	現状のまま継続		スポット的なカラー化を検討する	村民に村の施策や様々な行政情報を提供し、村民の生活に生かすため。また、700の別荘所有者に対しては、年1回高原からのおたよりを発行し、村の現状や行政情報提供を行う。	村民(全世帯)を対象に、村の施策や行政情報を分かりやすくしたり、関係市町村や団体等に郵送。高原からのおたより(特別号)年1回(A4版4ページ)発行。各課のお知らせなどと連携し郵送する。	取材、記事を作成し、編集などの作業を村単独で行い、広報紙(A4版基本16ページ)を毎月1回発行し、区長、集落支隊長、郵送等を通じて全世帯に配布する。村ホームページに掲載したり、関係市町村や団体等に郵送。高原からのおたより(特別号)年1回(A4版4ページ)発行。各課のお知らせなどと連携し郵送する。	村ホームページへの掲載(個人情報配慮した掲載)。広報紙の個人郵送については、議会報・社会福祉協議会報と一緒に同封する。	情報化社会により、パソコンも普及され、村のホームページも開設されるなど、広報紙以外のマスメディアも生まれている。なお、議会報を広報紙ページに挿入する市町村もある。また、広報紙の製作にDTPを導入する市町村も増加している。	現在の印刷会社になり7年が経過しようとしている。以前より、低価格の広報紙発行となった。表紙がカラー、中が2色刷りにより見やすいデザインとしてきた。また、高原からのおたよりへ広告掲載を行い、地元企業の活性化に努めた。
44 会計課	会計管理事業	208	現状のまま継続			公金の適正な事務処理。収入・支出事務処理を迅速かつ正確に、また効率的に執行することにより信頼される公金の管理運営を行う。	①村税等の納入者 ②債権者 ③指定金融機関等	①収入帳票及び納付書等の内容精査 ②財務会計システムへの収入消込、日計表の作成 ③支出命令書等の審査及び支払事務処理	当事業はすべての課と関連があり、正確な事務処理及び効率的な事務処理を行うために、各課と連携を図りながら事業を遂行する。	収入・支出事務処理を迅速かつ正確に、また効率的に行うことが住民ニーズに合うものと考える。	・H18 帳票印刷の廃止、P-C処理へ切替 ・H21「会計起票マニュアル」作成 ・H22公共料金の口座振替払いを開始
45 会計課	庁内消耗品管理事業	1,185	現状のまま継続			公有物品の適正な管理及び経費削減のため。	①備品 ②事務用品	①備品を台帳により管理する。 ②庁内各課共通して使用する事務用品を一括して購入し、消耗品等出納整理簿で管理することにより事務用品を効率的に使用する。	すべての課と関連があり、公有物品の適正な管理及び効率的な使用、経費削減を図るため、各課と連携をとる。	グリーン購入法制定により、地方公共団体において環境物品の購入が促進された。	エコマーク適用商品や替替え用品の購入を開始し、推進した。
46 会計課	基金及び基金取扱機関等管理事業	0	現状のまま継続			・基金の確実かつ効率的な保管、管理 ・基金取扱機関(指定金融機関等)との連携及び適正かつ効率的な体制の維持	・基金(歳計現金、歳計外現金及び基金) ・指定金融機関、収納代理金融機関 ・その他取扱機関	・流動性を確保しながら、確実かつ効率的な資金運用を行う。 ・指定金融機関等と情報交換を積極的に行う。	・指定金融機関(群馬銀行) ・収納代理金融機関(JA福恋村外5金融機関) ・その他(ゆうちょ銀行、証券会社)	・昨今自治体の財政に対する住民の関心が高まっているが、「基金」の管理についても同様と言える。住民の資産とも言える「基金」の管理は、自治体の重要な仕事であるが、それが以前にも増して、適正で効率的な管理が求められていると思う。	・H19 「基金の管理運用基準」を設置 ・H20 基金の債券(国債)運用を開始
47 総合政策課	企画管理事業	908	現状のまま継続			現状と課題を分析し、持続可能なむらづくりと村の将来発展につながる先駆的な企画立案することを目的とする。	行政の課題、問題点、将来性、特殊事情等。	・新規事業、政策の企画立案及び実施に必要な庁内調整と連携 ・山村・地域振興に係る情報の収集と分析及び発信 ・要望、陳情に係る庁内の調整と文書の作成 ・国有林を活用(特にバラギ・青山地区)	実施計画に基づく庁内各課との連携 ①公共交通研究会②万座鹿沢口駅周辺整備	少子高齢化、過疎化、若者の定住化、経済の低迷、グローバル化とともに、地方は財政健全化の中で新たな対応が求められている。	平成23年度は万座鹿沢口駅計画策定委託事業を予算化。
48 総合政策課	公共交通検討事業	4,277	見直しの上で継続	重点化する	交通弱者対策を継続的に検討する	村内の交通弱者や観光客の移動手段のため鉄道を含めた公共交通機関を整備し、運行を検討する。	高齢者、小中学生、高校生などの交通弱者と観光客の移動手段確保	スクールバスの混乗や運行時間外に交通機関として転用する。タクシーの利用。 福祉バス。村営バスの運行を検討する。	実施計画に基づく庁内各課との連携・調整 ①教育委員会・住民福祉課・観光商工課 ②万座・鹿沢口駅前活性化協議会	少子高齢化、過疎化、若者の定住が課題となっている。 高齢化に伴う移動手段の提供を行なう必要がある。 スクールバス運行に伴うスクールバスの有効活用など新たな公共交通のありかたを検討する必要がある。	H28から村民バス運行開始
49 総合政策課	吾妻広域町村圏振興事業	10,247	見直しの上で継続	重点化する	チェック機能強化	吾妻郡内の連携を強化し、住民の利便性を向上する。	全住民、観光客、別荘所有者	国の広域圏行政の動向を図りながら。	吾妻振興局・教育委員会・総務課・住民福祉課・観光商工課・農林振興課	郡内においても合併が進み21年度末では6町村(中之条町・長野原町・福恋村・草津町・高山村・東吾妻町)での構成となった。また各町村ともに人口の減少は確実に進んでおり今後の動向(国の広域圏行政の施策・消防県内一本化・ゴミ処理施設・施設管理等)を注視し、より効率的な運営を要請する。	農業共済組合が県で一本化となり、21年度末で特別会計が廃止。
50 総合政策課	過疎山村振興・地域振興事業	438	現状のまま継続			過疎地域及び振興山村地域に指定されている本村の経済・文化・社会等、各面の開発向上を促進するとともに、地域団体の活動を推進する。	住民、観光客、別荘所有者	過疎地域自立促進計画及び山村振興計画に基づいて政策を展開するとともに、県や山振連盟等の上部機関との連携により都市農村交流の活性化を図る。また、地域団体の支援を通して、本村の地域力の向上を図る。	地区活動助成事業、地域振興補助事業 総務課、建設課、農林振興課、観光商工課、教育委員会、群馬県、全国過疎地域自立促進連盟・全山山村振興連盟	東京一極集中の現状を打開すべく、地方機能を強化する地方創生が掲げられ、中山間地域においては、地域の特色を活かした振興策の創出が求められている。	平成28年度から過疎対策関係係員組織、福恋村いきいき集落づくり支援事業補助金を企画管理事業から本事業に事業替え。
51 総合政策課	少子化対策事業	23	終了・完了			婚姻率については出生率の増加を図ることで、少子化対策を図るとともに村内人口の増加を目指す。	村内独身男女	少子化対策として、事業を行う団体等に婚活支援事業補助金を支出し、村内の独身男女に対して出会いの場や自己啓発の場を提供する。少子化対策施策を検討する。	移住定住促進事業 住民福祉課、教育委員会、観光商工課、JA福恋村、福恋村商工会、村内各企業	本村においては若者の出会いの場であった青年団が解散して数年が経ち、現状村内の独身者が出会う場が無い状況である。また、都市部では田舎暮らしの需要が高まっている。	平成25年度からイベントを中断して、補助金制度を実施。平成27年度婚活支援事業実行委員会を組織し、イベントを再開。
52 総合政策課	日本風景街道推進事業	75	現状のまま継続			村内を通る「浅間・白根・志賀さわやか街道」「浅間ロングトレイル」の2本のルートが日本風景街道のルートとして認定されたことから、これらの街道沿いを中心として地域住民と来訪者の良好なコミュニケーションにより、農業と観光等の振興と地域の活性化を図る。	全住民	道路や路を中心として行われる様々な住民活動を支援していく。現在行われている小さな活動を相り起こし、全住民への意識喚起を行う。例えば道路のゴミ拾いや草刈り、花の植栽などを一部団体ではなく全住民が自主的に行えるよう支援する。	庁内全課	道路や路が単なる輸送経路や手段ではなく、景観形成の一部や生活空間の一部としての認識に変化している。こと観光地の道路や路はその位置付けによって、重要な観光資源となりえる。	

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
53	総合政策課	自然エネルギー活用事業	3,237	現状のまま継続			村内の地熱・小水力・風力・太陽光エネルギー・地中熱等自然エネルギーの有効活用を検討する。	村内	関係機関に対しても調査等を積極的に依頼し、村内に存在する資源・エネルギーの確認に努める。太陽光発電（10kw未満）等について住宅改修補助金支給制度を平成23年度から施行。小水力発電の可能性調査を平成20年度から実施。	群馬県、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構NEDO、（財）新エネルギー財団NEF、ぐんま小水力発電推進協議会、	地熱発電については、草津町より反対の意思が示されている。東日本大震災を発端とした再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年7月から施行された。太陽光発電施設増加により千葉大等の研究報告では本村の再生エネ自給率は169%で2016は全国37位。	鎌原・大前高羽根小水力発電基礎調査済み。H22は鎌原地質調査を実施。H25地熱理解促進事業を実施
54	総合政策課	国際交流事業	185	見直しの上で継続	効率化を図る	国際交流の必要性。手法の検討。	地域住民が交流に参加することにより、国際的な視野を養い、人材育成を目指す。	全村民、小中学生	絵画等作品の交換	群馬県		
55	総合政策課	集落支援員運営事業	5,128	現状のまま継続			地域の現状に目を配り、地域の課題を住民自らの課題と捉えられるような意識の醸成と体制の構築を図る。	各行政区、浅間高原地域（別荘地）への移住者（住民）	住民、地域団体、役場関係課が連携した取り組みが進められるよう、地域のアドバイザー・コーディネーター役として、集落支援員を設置する。集落支援員は移住者宅を訪問して、行政情報の提供、相談業務、地域の情報収集を行う。	浅間高原の別荘地域には、移住者が増え現在600世帯を超える方が定住をしている。管理事務所のある地域ではない地域での差があり、情報提供が十分とは言えない状況にある。また、行政に対する要望も多くなっている。	平成28年度から集落支援員増員（門員、浅間高原）、11行政区においても区長と兼任で配置。	
56	総合政策課	大学連携事業	606	見直しの上で継続	効率化を図る	実績を意識した取り組みを検討	協定を締結している明治大学、東海大学、女子栄養大学を中心に大学が持つ知的資産を村民、村の活性化のために活用する。	全村民、婦恋村商工会、婦恋村観光協会、職員	大学の教授を中心に村民向けの講演等を開催。大学と連携して村の事業への協力依頼。村と大学が連携して実施する事業への経費負担。	千代田区観光・物産交流事業、農林振興課、観光商工課、教育委員会、住民福祉課	大学を取り巻く環境が変化し、産官学連携などが求められてきている。大学のニーズと村が進むべき方向が合えばお互いに連携していくことができる。	複数の大学との連携が始まったことで、明治大学連携事業を廃止し、大学連携事業としてまとめた。
57	総合政策課	自然景観づくり植樹事業	5,421	見直しの上で継続	効率化を図る		地域住民や観光客が愛着や安らぎを感じられるような美しい自然景観を確保し、快適なドライブ環境を整備する。	住民、観光客	村内の観光スポットや道路沿いにカエデを植樹することで、美しい景観づくりに取り組む。なお、婦恋村モータースポーツ推進機構やふるさと納税寄付者の協力を得て実施。	景観交流施設管理事業、村有林広葉樹推進事業	婦恋村を経由する街道は「浅間・白根・志賀さわやか街道」の名称で日本風景街道に登録されており、キャバツマラソンやヒルクライムといった各種イベントも盛んに開催されており、観光客も訪れることから自然景観の保持が求められている。	
58	総合政策課	婦恋村ジオパーク推進事業	10,983	見直しの上で継続	重点化する	再認定に向けた国の補助事業を検討	村内の自然環境や地域資源を活用し、地域住民が参加することにより、定住促進に向けた就業の場の確保、観光客の増大・満足を目指す。	全村民、観光事業者、商工事業者、観光客	ジオパーク推進協議会を組織し、推進を図る。	庁内全課、婦恋村観光協会、婦恋村商工会、J A婦恋村、森林管理署、環境省、群馬県	観光で村を訪れる人たちは、より質の高い説明・体験を望んでいる。	
59	総合政策課	地域交流事業	0	見直しの上で継続	効率化を図る	目標、目的の明確化	交流人口の拡大をはじめとした人の流れの創出する。	住民、交流自治体	姉妹提携協定や定住自立圏等を行っている自治体のイベントに参加して婦恋村のプロモーション活動を実施。	千代田区交流事業、座間味村交流事業、横浜市中区、大学連携事業、総務課、観光商工課、教育委員会	以前より相互の理解と協力に基づいて、文化やスポーツをはじめとした交流や非常時の協力体制の構築を推進してきたが、近年、交流機会が減少傾向。	H28.2横浜市中区と友好協定締結 H30予算でバラギ高地トレーニング関係1,000千円計上
60	総合政策課	電気自動車充電サービス事業	1,179	現状のまま継続			地球温暖化対策及び省エネルギー対策として環境保全に貢献すること、また、電気自動車を所有する村内外の人が充電の心配がなく安心して運転できるよう充電サービスを提供する。	環境に配慮した電気自動車の所有者	電気自動車用急速充電器を設置し電気自動車へ充電を行う。	庁内の環境関係部署 電気自動車の管理部署	地球温暖化対策としてCO2の排出が少ない環境にやさしい車が求められています。特に電気自動車は、省エネルギー車として注目があり、群馬県でも平成25年度に「次世代自動車インフラ整備ビジョン」を策定し、インフラ整備を推進しています。	H26婦恋村役場駐車場にE V充電器設置 H28婦恋村観光協会にE V充電器設置
61	総合政策課	婦恋高等学校活性化対策事業	1,101	見直しの上で継続	重点化する		婦恋高校の存続	村内/村外の中学生	婦恋高校存続のための魅力をPR	婦恋高等学校活性化協議会・婦恋高校・教育委員会	県の教育施設統合。婦恋高校のスケート部全国募集開始。これに伴う下宿費助成制度の開始。H29年度にスケート部の寮を建設した。	平成28年度から草津方面のバス運行
62	総合政策課	ふるさと納税管理運営事業	69,627	見直しの上で継続	重点化する	増額のための創意工夫	ふるさと納税制度により全国から寄附金を募り、それを財源として多様な人々の参加を図り、個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。	ふるさと納税制度の賛同者。（婦恋村出身者、別荘所有者、都市住民等）	愛する婦恋寄附条例に掲げる事業の実現を目指し、全国のふるさと納税制度の賛同者に、ホームページ、リーフレットによる広報活動やポータルサイトでの寄附を呼びかける。また、寄付者に対して、感謝券や特産品を贈呈する。	・都市と農山村の交流・自然環境の保全と利用・自然エネルギーの利用と地球温暖化防止・観光資源の維持と発掘・スポーツ振興と健康増進・有形・無形・民俗文化財、記念物等の保全及び活用に関する事業	H29年10月より特典を感謝券のみとし、返礼率を下げた。H27年度より企画管理事業から切り離しふるさと納税に関係する支出を管理する。H27より特典が感謝券と特産品になった。またポータルサイトを利用した申込、クレジットでの支払い等、簡単に手続できるようになった。	
63	総合政策課	地方創生単独事業	167	現状のまま継続			「しごとづくり」「ひとの流れ」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」という4つの観点から、人口急減及び少子高齢化に歯止めをかける。	村民、職員、各種団体	婦恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、事業を実施する。事業に関しては、あらかじめ数値目標を設定し、効果検証を行うことで、効率的かつ効果的な事業の展開を図る。	総合計画、過疎計画 総務課、農林振興課、観光商工課、住民福祉課、教育委員会	人口の減少と東京一極集中を是正するため、国がまち・ひと・しごと創生法を施行。それに伴い、各自治体においても、地方版総合戦略の策定が推進される。	
64	総合政策課	交流拠点整備推進事業	0	見直しの上で継続	重点化する	集客拠点の整備検討	村内外の人が集え、利便性の向上に資する拠点の形成	住民、観光客	村内外の人も集える観光や交流の拠点、地域特色を生かした学習の拠点、災害時の安心安全を確保する防災の拠点となる複合施設の開発について、関係者と検討する。	総務課、観光商工課、農林振興課、教育委員会、建設課	村民、特に嫁いできた人や移り住んだ人が交流する場に乏しい状況にある。併せて、広大な面積に対して人口は1万人程度であることから、各機能が村内に分散している。	H27、H28青山国有林の測量、立木調査を実施。H29鎌原観音堂周辺整備検討会を開催

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
65	総合政策課	地域おこし協力隊運営事業	29,797	見直しの上で継続	重点化する	人員増員と任期満了後の定住化支援	村の人口減少と高齢化が進行する中、地域づくり活動に意欲のある都市住民を受け入れ、その定住・定着を図るとともに地域力の維持・向上を図る。	3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地を含まない市町村）に在住の方で、嬭恋村へ生活拠点を移し、委嘱後に住民票を異動できる人	地域おこし協力隊員に嬭恋村の観光振興及び農業振興に関する活動をしてもらい、新たな地域資源を活用した活性化策を検討する。	都市部と地方との格差が広がり、地方には人口減少対策が求められている。一方、都市部からいなくな暮らしなどにあこがれる人たちも数多くいる中、都市部の人との交流・移住により地方の活性化を図って行く。		
66	総合政策課	移住定住促進事業	3,000	見直しの上で継続	重点化する	空き家管理等の情報集約	人口減少に歯止めをかけるとともに、村外人材の確保を図る。	別荘居住者、都市住民	移住相談窓口を開設及び相談員の配置により、移住相談体制を整備するとともに、移住希望者が求める情報発信や体験ツアーの企画等を実施。	集落支援員運営事業、地域おこし協力隊運営事業、空き家・空き別荘調査活用事業	人口の減少と東京一極集中が顕著な反面、中山間地域への移住ニーズは一定数あり、移住希望者の受け皿の整備や的確な情報発信を通じたU I Jの推進が求められている。	H28移住集落支援室開設 H29旧創作実習館へ事務所移転
67	総合政策課	統計調査管理事業	950	現状のまま継続			嬭恋村の各種統計資料を管理し、行政施策の基礎データとして役立てる。 統計調査協力員の確保に資する。	嬭恋村の各種統計資料。 嬭恋村在住の住民。	嬭恋村統計書として毎年発行する（冊子、ホームページへの掲載） 統計調査協力員報酬の支払い、県民手帳の配布。	個人情報保護意識の高まりなどから、統計調査へ非協力的である者が増加しているため、調査員の負担が多く、調査員事務従事協力者が減少している。	統計書は平成18年度から業者委託をやめ、村独自で作成	
68	総合政策課	委託統計調査事業	400	現状のまま継続			統計法に基づく各種指定統計調査や単独事業の移動人口調査を実施する事により、本村の人口、産業などの実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得る。	全世帯・住民（10/1現在：国勢調査）、 村内事業所（製造業：工業統計、全事業所：経済センサス） 村内抽出世帯（住宅・土地統計及び就業構造基本統計）	村から推薦された調査員が各世帯及び事業所等に調査者の記入依頼及び取集を行う。取りまとめられた調査票等を村に提出してもらい、統計係において集計後、県に提出。	なし	プライバシー意識の高まりなどから、協力していただけないケースや苦情件数が増加傾向にある。	
69	総合政策課	国有林活用事業	0	現状のまま継続			パラグ・青山地区国有林の開発整備と災害防止に努め、国有林野の保護に協力し、開発について関係機関団体の連絡調整を行い、適切な地域開発の推進を図る。	パラグ・青山地区国有林の開発関係行政機関、観光協会、交通機関、自然保護、美化を目的とする団体及び目的に賛同し、協力する地域内利用施設の経営者、個人等。	嬭恋村森林空間総合利用管理運営協議会、吾妻森林管理署国有林野内スキー場運営協議会及び吾妻地区レクの森基金運営協議会を運営する。	吾妻森林管理署、万座自然保護官事務所、土地利用計画策定推進事業	バブル経済と呼ばれた時期の計画、建設であったため、長期の景気低迷は地区内のスキー場、ゴルフ場経営に深刻な影響を与えている。同時に来客数の減少により、周辺の宿泊業者への影響も大きい。	温泉開発、新規参入者（無印良品・北軽井沢嬭恋「ルークス」等）により来客者のニーズに対応してきた。
70	総合政策課	農村工業導入事業	0	見直しの上で継続	重点化する	計画廃止を含めた活用方法の検討	工業導入による雇用の確保	一般企業（正規雇用につながる企業）	農村地域工業導入実施計画による。過疎町村になり、製造業等に有利な税制施策もありPRする。	農村工業導入促進センター 群馬県産業経済部産業政策課、農政部農政課	企業は国際競争のなかで、海外へ工場を移転するものが多く、国内では立地条件等、企業の要望に応えることが難しい。村の地域特性に合う企業を選択する。	計画廃止を含めて検討してきた経過もあり、継続活用の結論。その後再度廃止も含めて検討中。
71	総合政策課	公共施設の地球温暖化対策	0	現状のまま継続			公共施設の二酸化炭素削減を図る。	村内公共施設の、電気・灯油・重油等を削減し、全体の二酸化炭素を削減する	地域新エネルギービジョン策定等事業、地熱開発促進調査事業、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、関東経済産業局	地球温暖化に対し、京都議定書の発効や世界各国協働しながら対策を講じている。	H17に省エネルギービジョンを策定H22温暖化対策実行計画策定、H27第2次嬭恋村地球温暖化対策実行計画策定	
72	総合政策課	地球温暖化対策推進事業	0	現状のまま継続			地球規模での異常気象や、海面上昇などの原因となっている、地球温暖化を防止する。	地域住民、エネルギーを消費する地域内事業所。	・住民や事業者に対し、情報を提供し取り組みを支援する。 ・地球温暖化対策に関する普及啓発を行う。 ・嬭恋村地球温暖化対策実行計画の策定し、公共施設の温暖化防止に対応する。	吾妻地球温暖化対策地域協議会 群馬県地球温暖化防止活動推進員事業	石炭や石油などを大量に消費するようになり、地球の平均気温は今より上昇すると予測。急激な温暖化は異常気象や、海面上昇などの原因とされている。また、東日本大震災の原発事故により計画停電や節電の対応が必要となる。	村民にCO2削減のPRを実施する。H22は県作成のパンフレットを活用。全戸配布し予算執行を抑えた。ホームページ掲載
73	総合政策課	総合計画策定・管理事業	0	現状のまま継続		H32年新計画策定の準備作業を進めること	地方自治法に基づく総合計画を策定する。今後10年間の村政の基本構想を策定し、5年間の基本計画を定めて村民に施策を明らかにし計画実現を目指す。	村民、職員、各種団体（住民との協働を目指す、アンケート調査・委員公募など活用する）	3年間の実施計画については、行政評価システム運営事業により策定している。	基本構想が10年間、基本計画が5年間、実施計画3年間の計画。少子高齢化や過疎化から脱却するための計画樹立は難しいが、住民との協働で施策実施する。人と自然、活力あるむらづくりのために必要な施策を実現する。	平成28年3月に第5次基本計画後期計画を策定	
74	総合政策課	行政評価システム運営事業	0	現状のまま継続			行政評価システムの導入により、①住民の視点での成果重視の行政運営を図る。②最小の経費で効果的な行政運営を図る。③行政の説明責任を徹底し、住民から理解が得られるようにする。④職員の意識改革、政策形成能力の向上を図る。	職員、全事務事業	各事務事業について、必要性・効率性・妥当性・協働性の視点から評価し、事務事業の改善につなげる。二次評価は担当課で行い、二次評価は村長・副村長・教育長・総務課長・総合政策課長が行う。最終評価（決定）は村長が行う。	総合計画との連動を図りながら実施する。	厳しい財政運営が続いている中で、歳入の確保、歳出の削減が求められる。また、住民に対する開かれた行政、説明責任の観点などから評価結果の公表が求められている。	H19実施計画作成時に企業・特別会計、教育委員会の一部を1月にまとめた。 H22、12にHPで公表開始。
75	総合政策課	過疎計画策定・管理事業	0	現状のまま継続			平成22年に過疎地域に指定されたことから、過疎地域からの脱却を目指す。	村民、職員、各種団体	総合計画のアンケート結果を踏まえ、各課と連携しながら基本方針や過疎計画を策定し、ハード事業及びソフト事業を実施する。 平成28～32年度の実施計画については、各課の希望を網羅するが、実際の起債は財政状況を見ながら変更計画を定め、事業実施する。	総合計画、地方創生総務課、農林振興課、観光商工課、住民福祉課、教育委員会、建設課、上下水道課	総合計画とリンクしながら、過疎地域から脱却するための施策を中心に事業計画を定めるものとする。ただし、過疎債が有利な起債とはいえ、起債が増大しないよう財政状況を踏まえ、慎重な事業実施が求められる。	平成27年度に平成28～32年度過疎地域自立促進計画を完成し、5年延長した。
76	総合政策課	婚活支援事業	3,003	見直しの上で継続	効率化を図る	手法精査	婚姻率については出生率の増加を図ることで、少子化対策を図るとともに村内人口の増加を目指す。	村内独身男女	少子化対策として、実行委員会等組織し、村内の独身男女に対して出会いの場や自己啓発の場を提供する。併せて、実行委員会において婚姻率増加施策以外の少子化対策施策を検討する。	移住定住促進事業 住民福祉課、教育委員会、観光商工課、1A嬭恋村、嬭恋村商工会、村内各企業	本村においては若者の出会いの場であった青年団が解散して数年が経ち、現状村内の独身者が出会う場がない状況である。また、都市部では出逢暮らしの需要が高まっている。	平成25年度からイベントを中断して、補助金制度を実施。平成27年度婚活支援事業実行委員会を組織し、イベントを再開。

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
77 総合政策課	別荘所有者感謝券事業	6,685	現状のまま継続			ふるさと納税制度により別荘所有者から寄附金を募り、それを財源として多様な人々の参加を図り、個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。	別荘所有者を対象にふるさと納税制度の賛同者。	広報紙「高原からのおたより」に嬉恋村ふるさと納税への協力を呼びかけ、又来村の際に都市と農村の交流と商業施設の活性化を図るため、感謝券を贈呈した。	・都市と農村村の交流・自然環境の保全と利用・自然エネルギーの利用と地球温暖化防止・観光資源の維持と発掘・スポーツ振興と健康増進・有形・無形・民俗文化財、記念物等の保全及び活用に関する事業	都市と地方の格差を見正すため、財源の偏在を見直す「ふるさと納税制度(地方税法等の一部を改正する法律)が公布された。この制度により、自治体に対する寄附金税制が抜本的に拡充され、市町村の独自性とともに地方活性化の一助となることが期待されている。	
78 総合政策課	嬉恋浅間寮運営事業	47,521	見直しの上で継続	重点化する		入寮者増のための創意工夫。村民への事業理解を深めるための広報実施	嬉恋高校スケート全国募集の生徒等、通学遠距離の高校生	嬉恋高校存続のため、高校生活やスケート環境の魅力をPR	嬉恋高等学校活性化協議会・嬉恋高校・教育委員会、嬉恋浅間寮管理運営協議会	県の教育施設総合、嬉恋高校のスケート部全国募集開始。これに伴う嬉恋高等学校の下宿支援のための寮の運営	H29年度寮を建設
79 税務課	税務管理事業	5,189	現状のまま継続			・窓口業務の充実等による納税者へのサービス向上 ・住民及び村外課税者の納税意識の高揚 ・公平、公正な賦課徴収	・住民及び村外課税者 ・税務職員 ・税務関係機関(税務署、県税事務所、研修機関等)	・税情報の広報掲載や各種チラシ、冊子、ホームページ等を活用した納税意識の啓蒙 ・研修への参加及び上級機関との情報交換を通じて公平、公正な賦課徴収の知識や技術を習得		政府は世界的な需要の低迷、成長の減速による景気悪化のリスクに備え、平成29年4月に予定されていた消費税・地方消費税の10%への引き上げを2年半再延長することとなった。アベノミクスの成果もあつたが、地方経済は依然として低迷したままであり、引き続き長期に渡る恒久財源の確保が必要である。	車籍証明書のプリンター出力各種図面のプリンター出力税務証明交付申請書の見直し
80 税務課	村税滞納徴収事業	1,936	見直しの上で継続	重点化する	収納率向上	滞納村税の歳入確保を目的とする。	村税滞納者。	①電話催告、臨戸訪問及び督促状と催告書の発布。②滞納原因(失念型、怠慢型、困難型、拒否型等)の把握と滞納処分(執行停止・不能欠損・差押)及び給与天引きの実施。③滞納額上位案件の不動産売却を実施。	①県税事務所と連携し組織力(徴収力)の強化 ②近隣市町村と連携。 ③課税係と連携(情報共有)。	①景気の長期低迷による不動産(別荘地等)市況の悪化。 ②別荘地内の地価の下落による免税点(課税標準額30万円未満の土地)の増加。 ③別荘地内土地所有者の高齢化に伴う相続と相続放棄の増加。	催告書様式の工夫改善を行った。また差押物件の公売に、インターネット公売を取り入れた。
81 税務課	村税賦課徴収事業	46,169	現状のまま継続			・政策経費の財源確保 ・適正かつ効率的な賦課、徴収事務の実施 ・税の公平性の確保	納税者、課税客体、賦課徴収事務取扱者を対象とする。	・徴収確保と滞納防止のための納税環境の整備(口座振替の推進、コンビニ収納等) ・賦課・徴収事務の先進事例の研究検討 ・職員研修によるスキルアップと制度改正への適応力の向上	・上下水道課、住民福祉課と連携し口座振替の推進等により使用料、税の収納率の向上に努める。 ・確定申告システムの導入、eTAXシステムの導入 ・住基・税システムの更新	別荘地所有者の高齢化や相続放棄等による課税、収納環境の悪化、法改正に伴う条例の改正が頻繁に行われる為、公平・適正な課税に特に注意が必要である。その他税務委譲、ふるさと納税制度の創設、マイナンバー制度導入、住基・税システムの共同化等税を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。	納付書、督促状のコンビニ、ゆうちょ銀行対応、確定申告システムの導入、eTAXシステムの導入
82 住民福祉課	住民基本台帳ネットワーク事業	3,579	現状のまま継続			住民基本台帳法に基づき全国地方公共団体が共同で住民情報の利用できるネットワークを構築し、住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化を図る。	全村民。	個人番号カード(マイナンバーカード)を申請した住民にカードを交付する。今後はカードの利活用が期待される。		個人番号付番に伴い、電子申告、カードを利用した転出入、カードを利用した電子文書申請等の増加が見込まれ、個人番号カード及び電子証明書、利用者証明書の利用が増加すると思われる。	H25 住基ネットワークのシステム更新 H27 個人番号に対応したシステム改修 H30 5年更新 システム改修(予定)
83 住民福祉課	公害対策事業	534	現状のまま継続			事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気の汚染(2)水質の汚濁(3)土壌の汚染(4)騒音(5)振動(6)地盤の沈下(7)悪臭によって住民の健康又は生活環境に係る被害や公害紛争の抑止。	村民、別荘所有者	広報等による啓発。発見者等による情報提供。村内河川の水質調査(18箇所)を隔年で実施。	農林振興課、建設課、上下水道課との連携を密にする	環境に対する関心が年々高まっている。村民からの各種の苦情の他に、別荘に数ヶ月滞在する方からの苦情も多くなっている。	水質検査は、H18から隔年で実施 臭気指数規制地域の導入 一般環境大気測定局舎の設置
84 住民福祉課	住民戸籍登録事業	15,743	現状のまま継続			本村に本籍を定める者の身分関係を登録し管理保管する。本村に住所を定める住民に関する記録の適切な管理をする。	本籍を定める者。住所を定める者。	戸籍の各種届での審査及び受理、本籍人については戸籍の記載。住民移動の各種届出の処理。戸籍住民票等の発行。		個人番号が導入されたことから、より一層個人情報セキュリティ管理が求められる	H20年度で戸籍の電算化が完成した H25年度戸籍システムの更新をした H25年度戸籍副本データ管理システム導入
85 住民福祉課	パスポート発給事業	13	現状のまま継続			住民のパスポート取得の利便性を図る	住民登録をしている者及び嬉恋村に通学等で居所を有する者	パスポートの申請受付及び交付		・村民も旅行等による海外渡航者が増加している。増加に伴い、身近な役場でのパスポート発給手続きは、住民サービスの観点から住民ニーズに応えるものである。	
86 住民福祉課	社会福祉管理事業	993	現状のまま継続			社会福祉一般事務の執行及び福祉施設の維持管理	村有福祉施設(公用車を含む)の維持管理、事業実施に伴う事務処理	施設の点検・修繕、事務処理		老朽化施設の修繕も増加傾向にあり、借地等の土地購入も視野に事業に取り組む	老朽化施設の修繕も増加傾向にあり、借地等の土地購入も視野に事業に取り組む
87 住民福祉課	更生保護事業	97	現状のまま継続			犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとする者への地域社会の理解と協力を得る。また非行や犯罪を予防するための活動。	住民	犯罪のない明るい社会づくりを推奨している「社会を明るくする運動」の活動を中心に広報活動等を重点的に行っている。また、更生保護関係団体への活動支援。		凶悪犯罪が多発している近年であるため地域住民にとっても犯罪に対しては、関心が深くなっています。このため広報等を中心に犯罪予防に関心をもってもらおう。	吾妻郡にも更生保護サポートセンターが平成26年12月に設置され各関係機関との連携を図っています。H30年度予算から吾妻保護区保護司会助成金約2万円を計上予定(H29までは更生保護連協会計から支払い)

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
88 住民福祉課	生活困窮者援護事業	105	現状のまま継続			生活困窮家庭への援護	村民	生活困窮家庭への貸付または見舞い 生活保護の相談及び県への申達	生活保護法に基づく保護世帯に準ずる世帯 H26年度に県社協が嬭恋村のひとりの困窮者をモデルとして生活保護にならないための人的な支援を行っている。	群馬県社会福祉協議会で同様の制度あり。(窓口は各市町村社会福祉協議会限度額100千円生活福祉資金貸付制度)	「生活救済資金貸付金」に基金統合時に名称変更
89 住民福祉課	戦没者関係事業	679	現状のまま継続			戦没者等の遺族に対する援護	戦没者等の遺族	戦没者追悼式の実施、遺族会への活動費補助、特別給付金等の援護事務。	嬭恋村社会福祉協議会	遺族の高齢化	事業費の縮小を実施
90 住民福祉課	社会福祉協議会補助金	19,739	現状のまま継続			地域福祉の増進を図り心豊かに安心して暮らせる村づくりの推進のため、地域福祉を担う社会福祉協議会の活動に助成をするもの。	嬭恋村社会福祉協議会(ボランティア育成活動、高齢者・障害者社会復帰事業)	地域福祉に係る人件費分について助成する。	地域のボランティア団体と連携を図り地域での活動に積極的に参加する。	少子高齢化が進むなかで生活形態も多様化し、住民の社会福祉に対する要望は増えている。	地域福祉に係わる職員の人件費及び郡社協への負担金について交付。
91 住民福祉課	民生児童委員運営事業	1,064	現状のまま継続			民生委員・児童委員の資質の向上と、活動支援を通じた地域住民の福祉の向上	村民を対象に11行政区に民生委員・児童委員26人・主任児童委員2名の体制で地域福祉の相談役として活動	月1回定例会を開催し、情報・意見交換の場を設け、地域の実情の把握に努めている。また県民児童協主催の新修会などに参加し委員の資質向上に努めている。	嬭恋村社会福祉協議会	ひとり暮らし老人及び高齢者2人暮らし世帯共に増加傾向にある	専門部会を設け、地域の実情に合わせて取り組みをさせる。 H28.12一斉改選(14人新任)
92 住民福祉課	後期高齢者医療事業	147,561	現状のまま継続			後期高齢者医療制度の円滑な運営を行い、高齢者福祉の充実を図る。	75歳以上の高齢者及び65歳～75歳未満の高齢重度心身障害者。	制度の普及啓発と給付の適正化、事務の効率化、財政の安定化及び住民サービスの向上を図る。	後期高齢者医療特別会計の運営。	国民皆保険を堅持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため「医療制度改革大綱」に沿って医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設等が講じられた。	国保特別会計との連携で医療費抑制に努める。
93 住民福祉課	環境改善センター運営事業	7,460	見直しの上で継続	効率化を図る	施設老朽化に伴い今後の在り方を検討	村民の健康管理及び住民福祉の増進を図るとともに、地域住民の交流を通して地域の連帯感を醸成し、自治意識の向上、コミュニティ活動の促進に寄与する。	全村民を対象とし、村民、行政、各種団体により施設の利用をしてもらおう事を目的とする。	保健事業の会場、多目的ホール(運動各種大会用施設)・会議室の貸し出し等	保健室の健康診断等保健衛生諸事業	村民の各種検診や保健指導のための拠点となっており、多目的ホールについては若い年齢層の利用がある。 休館日は土曜・休日を基本としているが、事前申請により休館日でも利用できるようにしている。保健センター的な施設の早期建設が望まれる。	平成21年度末で温泉廃止。月曜の休館から土曜日を休館、予約があれば土・日曜も利用可としている。施設の老朽化が問題。
94 住民福祉課	シルバー人材センター運営委託事業	2,500	見直しの上で継続	重点化する	地域ニーズとのマッチング	高齢者の就労と生きがい活動及び介護予防の一環としてシルバー人材センターを運営する。	嬭恋村シルバー人材センター。登録をすることにより会員となり活動します。	運営を社会福祉協議会に委託しております。	嬭恋村社会福祉協議会	高齢者の就業活動の拠点となり、また、生きがいづくり、介護予防にも効果があると考えます。	平成21年度より県補助金が直接シルバー人材センターへ交付となりました。
95 住民福祉課	一人暮らし老人対策事業	405	現状のまま継続			一人暮らし高齢者が交流会に参加し、日頃の悩み等の意見交換や親睦を図ることにより、不安を解消し生きがいをもって生活を送れるよう実施します。また、声かけ郵便により安否確認と心のやすらぎを提供します。	交流会70歳以上の一人暮らし 絵はがき80歳以上の一人暮らし	交流会の実施は嬭恋村社会福祉協議会へ委託します。また絵はがきは俳画サークルより提供いただきお届けします。	嬭恋村社会福祉協議会、俳画サークルなごみ会	一人暮らし高齢者の数も増加傾向にあります。自宅で生活していくうえでの不安を少しでも解消していく必要があります。	
96 住民福祉課	介護保険低所得者対策事業	0	現状のまま継続			低所得で生計が困難な方の介護サービス利用を支援します。	社会福祉法人の介護サービスを利用している方うち、村民税非課税世帯で、定められた条件を満たす方。	村へ確認申請を提出し審査後決定します。	群馬県介護保険利用者負担対策事業	低所得者で生計が困難な高齢者が必要とする介護サービスを利用できるよう実施します。	
97 住民福祉課	敬老会事業	1,711	現状のまま継続			高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、その福祉を推進する。	-その年度で満80歳、満90歳及び満100歳に達する高齢者 ・各地区開催 の敬老会	敬老祝い金もしくは物品の支給。各地区で開催する敬老会への祝い金の支給		少子高齢化が進み、村の高齢化率は34%を超えている。	村主催による敬老会の廃止、敬老祝い金の支給対象の見直しを実施
98 住民福祉課	紙おむつ支給事業	0	現状のまま継続			在宅での介護は、家族の精神的、経済的負担も多くなります。可能な限り在宅で生活できるよう支援します。	在宅で介護されている重度障害児(者)	年間6回現物を支給。利用者負担は、住民税課税世帯が3割、非課税世帯が2割です。事業は嬭恋村社会福祉協議会に委託します。	嬭恋村紙おむつ等支給事業(高齢者分)	今後も負担の軽減を図るため、支援が必要です。	平成18年度から高齢者は、介護保険地域支援事業へ移行。
99 住民福祉課	西吾妻特別養護老人ホーム負担金	848	現状のまま継続			西吾妻3か町村で構成する社会福祉法人にしあがま福祉会が運営する特別養護老人ホームからまつ荘の施設整備に係る起債償還を負担します。	特別養護老人ホームからまつ荘	施設整備に係る起債償還金を負担。	介護保険事業	高齢化により、介護施設サービス利用者も増加しています。	当初分は平成24年度で終了。
100 住民福祉課	老人クラブ活動運営補助事業	689	現状のまま継続			各地区老人クラブの活動を助成し高齢者の生きがい活動を活発にすることにより、高齢者の健康増進、教養向上及び社会参加を推進する。	各支部老人クラブ、老人クラブ連合会	各支部老人クラブ及び老人クラブ連合会へ活動助成金を支出。		高齢化社会を迎える中で生きがいをもって生活したいという希望は誰もが持っています。そのようなことから補助金の交付は効果的になると思うので、効率よく交付していきます。	24年度50周年記念誌作成
101 住民福祉課	老人住宅改修補助金	0	現状のまま継続			高齢者が可能な限り在宅で生活できるよう、住宅改修を支援する。	65歳以上のみの世帯で前年所得税非課税世帯。自立、要支援、要介護1で、バリアフリー工事に係る家屋内の改修費。	改修費に対し補助金を支給する。	介護保険制度の住宅改修	高齢者が可能な限り安心して自宅で生活することができるよう、住みやすい環境づくりが必要です。	
102 住民福祉課	老人福祉施設入所措置事業	25,931	現状のまま継続			老人福祉法に基づき、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講ずる。	自宅での生活が困難とされる者で、入所判定委員会において措置の必要があると判断された者。	入所判定委員会が必要があると判断された場合、養護老人ホームへの措置入所となります。	介護保険	高齢化・核家族化が進み、対象者は増える可能性もあります。	平成17年度より国庫・県費負担金については、一般財源化により交付税算入となりました。

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
103	住民福祉課	ゲートボール大会開催事業	160	現状のまま継続			高齢者の健康増進、生きがいづくり、介護予防を目的とする。	村内の高齢者	村長杯ゲートボール大会の開催及び千代田区ゲートボール大会への参加	各種ゲートボール大会開催。	高齢化率が34%を超える中で、高齢者の健康を増進、いきがいづくりのため、ゲートボール等のスポーツは非常に効果的な役割を果たしている。	参加賞等の廃止による経費の削減。千代田区との交流事業に対し、上限100千円を助成。
104	住民福祉課	福祉バス運行委託事業	11,878	見直しの上で継続	効率化を図る	住民ニーズの把握と広報の充実	在宅で生活する対象者の外出支援、生きがい活動通所事業の送迎事業ならびに利用者の交通手段の一助とし、在宅での自立した生活の継続を可能にするともに、介護予防に努める。	65歳以上の方、又は身体障害者等	週4日(月・火・木・金)は、村内各地から湖畔の湯まで運行し、毎週水曜日は、西妻福祉病院行きの路線とする。また、土曜日と日曜日(夏季)は、浅間高原方面への運行を実施。	介護予防、外出支援事業、過疎計画、公共交通担当、村民バス	当村レベルの人口密度を考えた場合、路線バス運行ではなく、福祉バスの利用促進を図る。	別荘循環バス廃止時に別荘地を新たな経路に。夏季は運行日数を増。
105	住民福祉課	国民年金事業	545	現状のまま継続			本格的高齢社会の到来を間近に控え国民年金制度が村民の老後における所得保障の中核を担う制度としての役割をはたすため。	20歳以上の村民	年金制度の啓発推進に努めるとともに、多様な年金相談に対応できるようにする	国民健康保険事業と連携し、加入、喪失、変更等のもれないようにする	高齢化が進む中、公的年金に対する関心が高まっている。また個人情報流出問題などがメディアによって取り上げられることが多くなり相談や問い合わせが増加している。	
106	住民福祉課	高齢者温泉保養事業	18,123	現状のまま継続			利用者の健康増進・介護予防、福祉の増進に資するため。	65歳以上の村民	1冊50枚程度の温泉入浴券(5,000円)を年間4冊まで購入可能。村内18箇所契約事業所に対して1回あたり310円の支払い。	福祉バス運行事業・観光商工課	住民ニーズは多く、介護予防の観点からも利用者負担の軽減を検討する。	利用者負担を1回100円→150円へ 利用者負担を1回150円→100円へ(H24) H28年度から年間4冊まで購入可能に変更
107	住民福祉課	高齢者福祉タクシー事業	611	見直しの上で継続	効率化を図る	おでかけタクシーとの情報共有及び連携	高齢者の日常生活の便利と経済的負担の軽減を図り、福祉の向上に寄与する。	①高齢者のみの世帯で、車を運転できる人が世帯にいない者。 ②75歳以上の者	①初乗運賃(730円)全額と加算運賃の半額(上限4,000円)補助。 ②初乗運賃(730円)全額と加算運賃の1/3(上限3,000円)補助。 を月4回まで、利用者がタクシー領収書を提出。	福祉バス運行事業・福祉有償運行・包括支援センター・公共交通・村民バス	当村の主要施設・主要道の配置、人口密度等を考慮した場合、当事業の対象の緩和を検討する。	21年度までは初乗の全額補助のみ。 24年度に大幅に制度改正。 25年度に制度改正。
108	住民福祉課	軽度生活援助事業	161	現状のまま継続			介護保険サービスを受ける前の独居高齢者等が安心して自宅での生活をおくれるよう支援する。	・概ね65歳以上の高齢者世帯 ・身体障害者手帳(1級)、療育手帳保有者で一人暮らしの方 ・要支援1、2の認定を受けた方。	介護保険指定訪問介護事業所へ委託。	介護保険事業	高齢者世帯においても、できる限り自宅で安心して生活できることが望ましいため、少しでも支援をしていく必要がある。	平成23年度まで介護保険特別会計で実施
109	住民福祉課	緊急通報システム運営事業	2,169	現状のまま継続			一人暮らし高齢者及び重度身体障害者もつ方について、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に連絡がとれるよう、通報装置を貸与する。	・概ね65歳以上の一人暮らし高齢者 ・一人暮らしで重度身体障害者	運営を福祉村社会福祉協議会に委託。該当する方から申請を受けて通報機器を貸与し、緊急時は社会福祉協議会、消防署に連絡が入る。必要があれば指定されている協力員、民生委員に連絡される。	社会福祉協議会、消防署	一人暮らし高齢者等にとって、急病、災害等の緊急時における不安は大きく、これらが軽減されるため、事業の必要性は高い。	平成23年度まで介護保険特別会計で実施
110	住民福祉課	臨時福祉給付金事業	24,176	終了・完了			平成26年4月から消費税率が引き上げられることに伴う低所得者への影響軽減のための国の暫定的・臨時的な措置に対応して、臨時福祉給付金の支給を行う。平成29年度で終了。	平成29年度給付金は、平成28年度分村民税が非課税の方が対象。	平成28年1月1日を基準日として対象者へ通知し、本人からの申請をもとに支給決定を行う。		平成26年4月より消費税率の引き上げ	平成26年4月に消費税が8%に引き上げられ平成29年4月に10%になるまでの措置。平成29年度にて事業終了。
111	住民福祉課	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	0	終了・完了			社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒しの位置づけとして、低所得の高齢者や障害・遺族基礎年金受給者に対して年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を行う。	低所得高齢者向け給付金：平成27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者。 低所得障害・遺族基礎年金受給者向け給付金：平成28年度臨時福祉給付金支給対象者のうち障害基礎年金・遺族基礎年金等について平成28年4月分又は5月分の受給がある者。	平成27年1月1日を基準日とした住民基本台帳登録者を基本に、生保等他の制度で担保される方を除いて支給。両給付金に該当する者について、高齢者向け給付金の支給を受けた者は障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は対象外。	臨時福祉給付金 高齢者向け給付金	社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から年金生活者支援給付金支給実施予定。	平成28年度で終了。
112	住民福祉課	介護基礎等整備事業費補助金事業	75,178	終了・完了			地域密着型介護保険施設整備のための補助金	介護保険事業者	国・県からの補助金を受けて、事業者へ交付。	介護保険事業	超高齢化社会を迎えるにあたり、村内の介護施設不足の解消が必要。	
113	住民福祉課	介護用車両購入費補助金	0	現状のまま継続			寝たきり老人等の要介護老人及び身体障害者を抱える家族等が、要介護者を同乗させて外出する場合に使用する介護車両の購入費用の一部を補助する。	村民	補助金の交付(1/2は県費補助金あり)	在宅すこやか生活支援事業費補助金(県補助金)	高齢化社会	
114	住民福祉課	重度身体障害者福祉タクシー利用支援事業	2	現状のまま継続			在宅の障害者の外出を容易にし、生活圏の拡大を図る。	①本村に居住し住民基本台帳法の記載により住民票に記載されている者 ②重度身体障害者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号の視覚障害者・肢体不自由の1級に該当し身体障害者手帳の交付を受けている者 ③本人又はその者と生計を一にする家族が地方税法第162条に規定する自動車税又は同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けていないこと。以上の要件を全て満たす者	福祉タクシー料金の補助を受けようとする者は、村に身体障害者手帳を提示し、福祉タクシー利用券交付申請書で補助申請をする。村は申請者に対し、福祉タクシー利用券交付決定通知書・利用証・利用券(1年度24枚以内)を交付。タクシー乗車運賃の代金助成をする。(初乗り料金のみ対象)	高齢者福祉タクシー事業、福祉村福祉バス運行事業 おでかけタクシー助成事業	重度の障害者の移動の手段として必要に応じて対応する必要がある。	

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
115	住民福祉課	障害者自立支援医療給付事業	4,784	現状のまま継続		・生活上の便宜を図るために、障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を受ける際の医療費の本人負担分に対し補助を行なう。 ・療養介護のサービス利用者の医療費を支給。	・18歳以上の身体障害者手帳所持者（要判定） ・18歳未満の身体障害児（障害者手帳の有無は問わない） ・療養介護サービスの支給決定者	自立支援医療利用希望者は村に申請書を提出。その後、村は更生相談所等に判定を依頼し、判定書に基づき支給認定の決定を行う（受給者証交付）。既決定者が指定医療機関において受診をした後、医療費助成を実施。（利用者負担は原則、医療費の1割とし、世帯の所得水準に応じて負担上限月額を決定する。）療養介護医療費については、国保連合会から事業所に支払う。	障害者；更生相談所（群馬県心身障害者福祉センター） 障害児；意見書判定医師（桜井クリニック・布施医院） ・3-1-5-34障害者（児）介護給付費・訓練等給付費事業	重度障害者にあつては、医療費負担を心配することなく、医療を受けられる。	平成25年度より18歳未満の障害児における自立支援医療（育成医療）支給事務が県より移譲。26年度より3-1-5-34療養介護医療費を統合。
116	住民福祉課	地域活動支援センター運営費負担金	417	現状のまま継続		障害者の日中活動の場、福祉的就労の場を確保するため、中之条町、吉岡町、渋川市の施設利用者分を負担する。	身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、創造的活動又は生産活動など自立に必要な訓練を行うことができる概ね15歳以上の者。	申請者が入所申請書を村に提出。村は支援センター設置町村と委託契約をする。	地域活動支援センターしらかば・地域活動支援センターよしか・地域活動支援センターあじさい・地域活動支援センターなすな	グループホームから地域活動支援センターを利用（現在、吉岡町・渋川市と委託契約を結んでいる） 長野原の施設が事業所化したことに伴い、平成28年度に新たに嬭恋村にセンターを設置した。	利用者が増えたため負担金も年々増加。にしがつま地域活動支援センターについては、3-1-5-33地域生活支援事業費の委託料に予算を計上。
117	住民福祉課	心身障害者扶養共済事業	4,974	現状のまま継続		障害者を扶養している保護者が毎月掛金を納付する。加入した保護者が死亡又は重度障害者になった時、障害者に生涯にわたり年金が支給される。	身体障害者手帳（1級から3級）に該当する障害、知的障害、精神障害があり、将来独立自活することが困難と認められる方の保護者で、①65歳未満②特に疾病や障害がなく健康な状態であること。の2つの要件を満たす者。	申請者は加入申込書等を村へ申請。県で承認されると加入承認通知書により加入となる。加入後上記の年金支給対象となるまで毎月確定した掛金を納入する。年金支給対象者になると3ヶ月ごとに年金を支給する。前年度の村民税課税額により県・村の補助がある。		障害者の就職等生活面で厳しい面が多いため加入者が障害者を世帯できない状態になった時の経済負担の軽減として有効である。また加入者の負担軽減のため今後も補助の必要がある。	平成20年4月より掛金額等が変更となった。
118	住民福祉課	身体障害者（児）等住宅改造補助事業	0	現状のまま継続		重度身体障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障害者に適合するように改造する場合、それに要する経費に対して補助金を交付する。	重度身体障害者（障害・前年所得額によって制限）がいる世帯。	改造者は村に事業の申請をしていただき、交付決定後に事業に着手し、事業終了後実績報告を提出する。村で実績報告に基づき補助金を交付する。村は保健福祉事務所に県費分の補助金交付申請書を提出する。	吾妻保健福祉事務所、群馬県心身障害者福祉センター	法律に基づく事業であるためこのまま継続する必要がある。	
119	住民福祉課	身体障害者福祉団体連合会等活動補助金	248	現状のまま継続		嬭恋村身体障害者福祉団体連合会の活動を支援する。 嬭恋村手をつなぐ育成会の活動を支援する。 （当事者・保護者間の情報交換・交流を通し親睦を深めるとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的に活動している。）	・嬭恋村身体障害者福祉団体連合会（村内在住の身体障害者手帳所持者） ・嬭恋村手をつなぐ育成会（保護者の会） ・吾妻郡身体障害者福祉団体連合会 ・県難病団体連絡協議会	会の活動費の中で、事業に要する費用の一部に対して補助金を交付する。	嬭恋村社会福祉協議会	心身障害者を取り巻く諸問題への取り組み等、会の目的を達成するため、会員相互の親睦を通して、事業の充実が図られる。	地域で安心して暮らせるよう情報収集に努める。平成27年度より村身障連補助金額増額。平成29年度より手をつなぐ育成会活動事業（3-1-5-3）を統合
120	住民福祉課	腎臓機能障害者通院交通費補助事業	257	現状のまま継続		腎臓機能障害者で透析療法を受けている者の負担を軽減するために実施。	村内に住所を有する腎臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている者。	人工透析療法による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助	吾妻保健福祉事務所	定期的に行なう必要がある透析療法の通院に対する負担の軽減の必要がある。	H19.4.1 補助要綱一部改正（補助金額・補助金算定基準の見直し） H20.4.1 補助要綱一部改正（対象者の所得要件の見直し） H28.4.1 補助要綱一部改正（補助金額算定基準・対象者の見直し）
121	住民福祉課	村福祉手当支給事業	992	現状のまま継続		難病患者又はその家族の福祉の増進を図る。	県が実施する特定疾患医療給付及び小児慢性特定疾患医療給付を受けている難病患者及びその保護者。ただし、本村に居住し、住民基本台帳法の記載により住民票に記載されている者に限る。	月額2,000円の見舞金の支給。		近年、難病患者は増加の傾向を辿っており、本村もその例外ではない。この事業は、難病患者に対する数少ない支援施策のひとつである。平成27年1月より、法改正により特定疾病対象者の拡大が図られている。	身体障害者及び母子家庭等に対する福祉手当の支給は廃止。 H27.10 嬭恋村難病患者見舞金支給要綱改正。
122	住民福祉課	地域生活支援事業	22,477	現状のまま継続		障害者総合支援法に基づき、障害福祉において、地域ごとに利用する事業を定め、各地域のニーズに応じた福祉の実施を行なう。事業には「必須事業」と市町村が選択して行なう「その他事業」がある。	村内に居住する（施設利用の転居のための例外あり）障害者。	実施する事業に応じて要綱等を定め、この要綱等に応じて事業を実施する。	3-1-5-34：障害者（児）介護給付費・訓練等給付費事業、障害児施設措置費（給付費等）事業 保健室・包括支援センター・あがつま相談支援センター	法改正によりこの事業に組み込まれたもの、新たに行なわれる事業など様々なニーズに応じて事業を実施していく必要がある。28年度から地域活動支援センターが設置され、今まで事業所の利用ができなかった在宅の障害者の利用が見込まれる。	18年度よりの新規事業。23年度より3-1-5-13日常生活用具給付事業を統合。25年度より3-1-5-32障害程度区分認定等事務事業を統合。28年度より地域活動支援センターの委託費を計上。
123	住民福祉課	障害者（児）介護給付・訓練等給付費事業	142,966	現状のまま継続		障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。	障害者であり、介護・支援が必要なる者。	申請のあった者に対し、80項目の調査を行ない、必要に応じて審査会で障害支援区分を決定する。サービス利用計画を作成し必要なサービスを決定する。	3-1-5-33地域生活支援事業、3-1-5-37障害児施設措置費（給付費等）事業 保健室・包括支援センター・あがつま相談支援センター	各々のサービス利用希望者に対し適切な利用を促進する必要がある。住み慣れた地域で生活をしていくためのサービスが求められ、親の高齢化に伴い、西吾妻地域にグループホームが欲しいとの要望が多い。	18年度は「障害者自立支援法給付事業」内で実施。23年度より3-1-5-23補装具交付・修理費負担金事業を統合。療養介護医療費を3-1-5-5自立支援医療費に統合
124	住民福祉課	福祉医療費給付事業	67,279	現状のまま継続		乳幼児や母子・父子家庭、障害者の障害の発生、2次障害の予防や進行防止、社会的・精神的な安定、医療費負担の軽減を図る。	子ども（0歳～中学生）、母子・父子家庭（所得税3万未満に限り）、重度心身障害者、高齢重度障害者	医療機関で保険診療でかかった際の自己負担額と入院時の食事標準負担額を支給する。県外で受診したときは、自己負担分を窓口で申請し、支給する。	国保、障害者担当、県国保課、国保連合会	出生率は低下しているが、離婚率の増加や障害者となる人は年々増加している。	中学生の通院にかかる医療費を平成21年10月診療分より助成対象とした。

担当課	担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
125	住民福祉課	デイサービスセンター管理事業	9,258	現状のまま継続			デイサービスセンター敷地の借地料に関する契約の履行等適正な施設管理を行うことにより、要介護者の利用を円滑にするとともに高齢者福祉の増進を図る。また、施設の維持管理を行い、安全かつ利用しやすい環境に整備する。	要介護認定者及び障害者。対象施設は、嬭恋村デイサービスセンター及びいきいきセンターを対象とする。	指定管理者より使用料を徴収し、土地所有者へ借地料の支払いを行う。また、3年を賃貸借契約期間として、適切に契約更新を行う。施設の改修工事は村で発注し実施する。		嬭恋村社会福祉協議会の事業運営をしていく場合無くてはならない事業であり、福祉・保健施設の検討も含め、借地購入も視野に村の方向を検討する必要がある。	H18.4より指定管理者として(社)嬭恋村社会福祉協議会を指定。H23年に借地料の見直しを行った。H28.4指定管理協定の更新を行った。	
126	住民福祉課	次世代育成支援事業(子育てサポート)	922	現状のまま継続			地域社会において、核家族化や一人親世帯の増加している中で、地域における仕事と家庭の両立支援を行い、子育て世代の福祉増進を図る。	育児の援助を行いたい方と受けたい方	育児の援助を行いたい方と、受けたい方を対象に会員登録し、会員同士の援助活動を支援する。子育て支援のニーズ調査と事業計画策定。	子ども子育て支援事業計画	少子化に歯止めを掛けるため、国の予算は子育て支援に対して増加傾向にある。子育て中のお母さんが求めている環境作りを的確に捉えて事業を実施してゆかなくてはならないが、求めている環境整備は多様で多様な事業を見つけることが困難な状況であるが、年に数回子育て中のお母さんが手を休められる事業を実施する。	H18.4より指定管理者として(社)嬭恋村社会福祉協議会を指定。H23年に借地料の見直しを行った。H28.4指定管理協定の更新を行った。	
127	住民福祉課	出産祝い金支給事業	3,250	現状のまま継続			村民の出産に対し、祝金を支給し、次代を担う児童の健全な育成と福祉の増進を図る。	祝金の支給の対象となる児童は、出産の日以降初めて住民基本台帳に記載又は、外国人登録票に登録される住所が嬭恋村となる児童。6ヶ月以上嬭恋村に在住し滞納等の無い世帯が支給対象となる。	第3子が100,000円で、第4子以降は150,000円、平成28年度から、第1子、2子にもそれぞれ50,000円支給		少子高齢化社会の厳しい現状は嬭恋村だけではなく少子化に歯止めがきかない状況が続いている。	H28から要綱改正により、第1子からすべての出生児に支給。H29.6支給要綱改正。(対象者・様式の見直し)	
128	住民福祉課	児童手当等支給事業	126,931	現状のまま継続			児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。	児童を養育している父母及び養育者 ※支給対象の児童・・・0歳～中学校修了前	児童手当の支給 3歳未満：一律月額15,000円 小学校修了前：月額10,000円(3子目以降15,000円) 中学生：一律月額10,000円 ※所得制限あり	住民異動による窓口(住民係)との連携	国においても、少子化対策は最も重要な施策のひとつである。平成22年度に『子ども手当』へ制度移行となるが、平成24年度から平成23年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定した『拡充版児童手当』を支給。	平成22年4月1日 子ども手当制度施行 平成24年4月1日 制度改正	
129	住民福祉課	災害救助事業	115	現状のまま継続			災害等にあった家庭への見舞い。 (根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 嬭恋村災害援護見舞金支給要綱)	村民	見舞金の支給を行う			昨今の自然災害を考えると想定外の現象が見られることも多く住民の安心安全を確保する観点からも必要な事業	平成25年度に支給額を見直し、災害等により全壊した場合10万円、半壊又は半壊の場合5万円とした。
130	住民福祉課	行旅病人等援護事業	0	現状のまま継続			行旅病人(行旅中に病気で歩行困難になり治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しない者)、行旅死亡人(行旅中に死亡して引取者がいない者)及び墓地、埋葬等に関する法律(第9条)扱いの死亡人(行旅死亡人に該当しないが、火葬・埋葬をする者がいない者)の援護	・行旅病人及び行旅死亡人 ・墓地、埋葬等に関する法律(第9条)扱いの死亡人	・警察や消防、病院等からの情報を基に身元等状況調査を行い、行旅病人等の判断を行う ・行旅病人は医療機関で治療 ・行旅死亡人、墓地扱い死亡人は遺体の引受け、火葬、告示	警察機構	年間を通じて事案発生は少ないと考え、緊急対応が必要な場合には、今後も適切な対応が必要と考える。		
131	住民福祉課	障害児施設設置費(給付費等)事業	5,190	現状のまま継続			障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害児の福祉の増進を図る。	障害児	5領域11項目の調査を行ない障害支援区分を決定する。サービス利用計画を策定し、希望者へのサービスを決定する。	3-1-5-33地域生活支援事業、3-1-5-34障害者(児)介護給付・訓練等給付事業 保健室・包括支援センター・あがつま相談支援センター	住み慣れた地域で在宅で過ごす事の出来る環境作りが必要であり、今後も地域住民の理解のための啓発活動が重要と考える。	H24年度からの事業、H24年度は3-1-5-34で予算措置	
132	住民福祉課	障害福祉サービス事業所運営事業	4,683	現状のまま継続			障害福祉サービス事業所の安定した運営を支援する。	「こしあがつま福祉会」に管理委託をしている障害福祉サービス事業所「やまどり」	ノウハウを有する「こしあがつま福祉会」に指定管理として委託する。	3-1-5-34障害者(児)介護給付・訓練等給付事業	西吾妻地域で1ヶ所の事業所であり、利用希望者も増加している。	それまでの「地域活動支援センター」が、H27年10月より事業所としてスタート	
133	住民福祉課	障害者(児)通所支援事業	700	現状のまま継続			障害者(児)施設等に通所する障害者(児)及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を補助することにより、障害者(児)福祉の向上を図る。また、平成29年度から未就学児の通所保育料についても全額補助することとなった。	村内に居住する障害者(児)又はその介護者であって、公共交通機関、自家用自動車等の交通手段を常に利用し、その費用を負担している者 通所保育料については、未就学児が対象	嬭恋村障害者(児)施設通所交通費補助金交付申請書の提出による。 通所保育料については、障害児指定通所利用補助金申請書の提出による。	3-1-5-34障害者(児)介護給付・訓練等給付事業			
134	住民福祉課	吾妻広域火葬場運営費負担金	9,288	現状のまま継続			吾妻広域組合運営による火葬場の健全な運営	地域住民	吾妻広域組合運営による火葬場の運営費の負担	吾妻広域町村圏振興整備組合	嬭恋村内に寄場が出来たことによって、自宅での告別式は減少している。今後も、高齢化に伴い死亡数が増える状況となっている。	平成25年度に西部火葬場全面改修。H30年度は、東部火葬場の改修工事費の減に伴う負担金の減額	
135	住民福祉課	吾妻広域救急医療負担金	1,690	現状のまま継続			地域住民が安心して生活するために在宅番医及び病院群輪番制事業の健全な運営をする	地域住民	吾妻広域町村圏で運営することにより効率的に救急医療を確保する。	吾妻広域町村圏振興整備組合及び関係町村	救急医療は常に求められており、安心安全な医療体制が望まれている。		
136	住民福祉課	西吾妻福祉病院一部事務組合負担金	106,862	現状のまま継続			地域住民が安心して生活するために地域医療の充実を図る	地域住民	一部事務組合で運営することにより効率的に地域医療を確保できる。	西吾妻福祉病院組合及び関係町村	この西吾妻地域の医療を考えた場合なくてはならない病院が西吾妻福祉病院であり、西吾妻のような山間僻地で安心して医療を受けられる体制づくりが必要である。	平成26年度は指定管理の協定を1年間として、病院運営について協議	

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
137	住民福祉課	保健衛生総務事業	2,155	現状のまま継続			保健衛生各事業が円滑に遂行できるよう共通の事務処理を総じて行う。	保健衛生各事業の庶務 医療技術者等奨学金貸付金	保健衛生各事業	保健衛生に対する関心が年々高まっている。また安心・安全な村づくりも住民の大きな関心となっている。	H28年度から医療技術者等奨学金の貸付事業を行っている。	
138	住民福祉課	狂犬病予防事業	150	現状のまま継続			狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上を目的とする。	飼い犬及び所有者。	保健福祉事務所にて実施していた犬、ペットに関する事務が、平成27年7月1日から群馬県動物愛護センターに移りました。嬭恋村は、動物愛護センター北部出張所（渋川保健福祉事務所内）が業務窓口になって、犬の引取、飼育指導、等の動物関係業務を行っている。	1犬や猫を家族同様大切にする社会ニーズあり、動物法改正に伴い不必要な遺棄の禁止やペットと共に生活をスタートした場合、最後まで責任を持って飼養することが飼い主に求められている。	猫や犬の去勢費用の助成を平成26年度に導入、接種率の向上につながるように村民への周知も図っている。	
139	住民福祉課	結核予防事業	1,145	現状のまま継続			感染症法に基づき結核の早期発見、蔓延予防を目的とする。	65歳以上で、職場や他の機関で結核検診を受診していない住民	結核検診車で、村内各地域を巡回しレントゲン間接撮影を実施する。年度当初の4月に集団検診を実施。集団検診の結果、要精密検査となった場合は、再検査先を紹介し受診勧奨を行う。	健康づくり財団、医療機関。	感染症法に基づき、65歳以上高齢者に引き続き実施する。	平成19年度より、65歳以上が対象となった。
140	住民福祉課	予防接種事業	19,203	現状のまま継続			予防接種法に基づく感染症予防対策	予防接種法に基づく対象者（乳幼児、学童、生徒、高齢者）	集団接種（乳幼児、小中学生） *一部、個別接種も実施 個別接種（高校生MR・日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌）、高齢者インフルエンザ、18歳以下インフルエンザ、B型肝炎	医療機関、医師会との連絡調整により単価、日程を決定。 新型インフルエンザ等対策	保護者の中には接種機会の拡大を望む声あり。B型肝炎の追加等予防接種の拡充を受け、計画的に接種を行っている。A類疾病以外のワクチンの接種について、補助を望む声を受けていくつかの補助が実施されている。新型インフルエンザ等の対策が必要となっている。	B型肝炎の予防接種の追加等A類予防接種の増加により、個別接種によるワクチン接種を増やさなければならなくなってきている。18歳以下インフルエンザ予防接種の助成
141	住民福祉課	環境衛生推進事業	2,130	現状のまま継続			村民が衛生的で、文化的な生活を営むこと	村民、別荘所有者、観光客、	広報等によるごみの減量化と不法投棄防止の啓発推進、各区、ボランティアによる清掃活動。平成26年より環境衛生員を1名増員村内の不法投棄物防止パトロールを実施。	一部事務組合及び各区長、衛生班長との連携強化。	環境に対する関心が年々高まっており、安心・安全な村づくりのためにも、ごみの減量化や自然環境の保護・啓発の取り組みが望まれる。	平成17年度よりごみの有料化、平成19年度よりごみ3%減運動実施。平成26年度環境衛生員を1名増員
142	住民福祉課	西吾妻衛生施設組合負担金	43,795	現状のまま継続			村民が衛生的で、文化的な生活を営むこと	村民、別荘所有者	町村ごとの実施は非効率あり、一部事務組合で効率的に事業を実施する。	一部事務組合及び関係町村、上下水道課	公共下水、農業集落排水の整備が進み、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少しているが、同時に合併浄化槽の整備も進んでおり、し尿処理は必要不可欠である。	平成22年3月28日六合村脱退。
143	住民福祉課	西吾妻環境衛生施設組合負担金	175,412	現状のまま継続			村民が衛生的で、文化的な生活を営むこと	村民、別荘所有者、観光客、	町村ごとの実施の実施は非効率あり、一部事務組合で効率的に事業を実施する。	一部事務組合及び関係町村との連携の強化。浅間高原清掃管理員との連携。	ごみ袋の指定化によるごみの減量化に対する意識及び環境美化に対する関心が年々高まっている。	ペットボトルの資源ゴミ回収を平成26年5月より実施
144	住民福祉課	浅間高原清掃管理事業	3,738	現状のまま継続			浅間高原、パノラマラインの清掃、村内での不法投棄抑制	浅間高原別荘地・観光客	・環境衛生員2名による不法投棄防止、環境美化の強化。 ・広報等による別荘所有者への環境美化に対するマナーの啓発 ・来村者に対する不法投棄防止の呼びかけ啓発	環境衛生推進事業、一部事務組合と連携	環境美化、不法投棄に対する関心が高まっている。	平成26年度より2名体制でパトロール
145	住民福祉課	母子保健推進事業	13,966	現状のまま継続			母子保健法等に基づき実施。妊娠出産並びに、乳幼児期から思春期までの子どもと保護者の健康の保持増進を目指す。	村内在住の妊婦 乳幼児及び学童・思春期の子どもとその家族	妊婦健診料補助（14回）、両親学級（年3回）、妊婦訪問、新生児訪問、乳幼児健診（4、10、12ヶ月見12回）、1歳6ヶ月見健診6回、3歳児健診6回、ベビーカー（2ヶ月見12回）、乳児相談（7ヶ月見12回）、2歳児相談6回、2歳6ヶ月児相談6回、4歳児相談11回、5歳児相談12回、保育園準備教室11回、親子ふれあい教室11回、小児生活習慣病予防健診及び関連事業（小5・中2・前年度要指導者）、むし歯予防教室、フッ化物塗布事業、フッ化物洗口事業、思春期講演会（中学3回）	食育推進事業、次世代育成支援事業 各医療機関、教育委員会・学校・幼稚園・こども園	少子化対策も含め、世論的にも子育て支援へのニーズは高まっている。育児に対する考え方も様々になり、保護者からの不安や心配事の訴えも多様化しているように見受けられる。	社会情勢や現状の変化に伴い、妊婦健診費用補助や相談事業等の回数を増加してきた。
146	住民福祉課	各種がん検診事業	14,104	現状のまま継続			早期発見・早期治療をすることで多くのがんは治ります。がん死亡率の減少のために早期発見、早期治療のための二次予防対策として実施します。	胃がん検診および大腸がん検診、肺がん検診：40歳以上、乳がん検診：40歳以上女性、子宮がん検診：20歳以上女性、前立腺がん検診：50歳以上男性	胃がん検診（バリウム撮影）乳がん検診（乳房視触診とマンモグラフィ一年に1回）子宮がん検診（子宮頸部細胞診年に1回）大腸がん検診（便潜血検査年1回）肺がん検診（レントゲン撮影、喀痰細胞診）前立腺がん検診（血液検査年1回）各地区公民館にて実施します。	健康づくり財団、村内医療機関、西吾妻福祉病院、原町赤十字病院	検診を受ける機会の増加、個別検診としての実施のニーズがあります。	H28年度も胃・大腸・肺がん検診を実施し、また、乳・子宮がん検診については、病院での個別検診を開始することで、受診機会を増やしました。
147	住民福祉課	健康推進事業	2,825	現状のまま継続			壮年期からの健康づくりとこれからの生活習慣病等の早期発見・早期治療を図り、住民の健康の保持増進を目的とします。	住民	健康増進事業である、健康教育・健康相談・健診・訪問指導を実施します。	国民健康保険、嬭恋村愛育会、食生活改善推進協議会	住民を巻き込んだ地域づくりが必要であり、住民の健康づくりに関するニーズは高くなっています。	平成19年度で村民を対象とした基本健康診査が廃止され、平成20年度から保険者による特定健診・特定保健指導に移行しました。

担当課	担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
148	住民福祉課	食生活改善推進委託事業	350	現状のまま継続			食を通じた健康づくり	住民	給食サービス・郷土料理伝達・おやつづくり等を通じ乳児から高齢者に食の大切さを伝達。	食生活改善推進協議会・社会福祉協議会・教育委員会・学校・保育所・幼稚園	食育基本法が施行され、食育の重要性が増している。また、食育計画の策定と推進が市町村に課せられています。	食育計画を策定し計画に沿った事業を実施
149	住民福祉課	精神保健事業	28	現状のまま継続			人とのかわり等に困難をかかえる精神障害者が、社会との交流の機会を増やし、社会復帰の一助とする。	精神疾患を有し、参加を希望する者	原則月1回、学習会や作業、調理実習等を通じて、当事者同士またボランティア・社会との交流の場を持つ。	吾妻保健福祉事務所、ふらっと（精神保健ボランティア）	ストレス社会といわれる現在の社会情勢では、精神疾患患者の減少は難しく、精神障害者が地域で生き生きと暮らせる地域づくりが求められています。	平成12年度より開催。
150	住民福祉課	食育推進事業	1,444	現状のまま継続			生きるための基本である「食育」。村民一人ひとりが食育の大切さを見直し、健康で心豊かに生活していくことができるよう、また食を通じた地域活性化をめざした食育推進計画を推進します。	乳幼児から高齢者まで全村民	食育推進計画に基づき保育所、幼稚園、学校、家庭、地域それぞれの事業を実施	教育委員会・農林振興課・観光商工課・企画財政課	食育基本法により、国、県においては食育推進計画を策定し事業展開を行っています。婚活村においても、「食」をめぐる様々な問題があり、それを改善するための施策を体系化し、各機関と連携し食育計画の事業展開を行う必要があります。	計画に基づき事業を実施。
151	住民福祉課	地域自殺対策緊急強化事業	2,169	現状のまま継続			自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが世界の共通認識となっていることから、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目的とします。	全村民。	普及啓発のため、自殺予防講演会を開催します。相談事業として個別相談会を実施し、24時間相談ダイヤルを開設します。	総合計画との整合性を図りながら実施します。	自殺は様々な要因に起因します。国が目的とする「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のために、情報提供や普及啓発事業を行う事が求められています。	群馬県自殺対策強化基金による事業
152	住民福祉課	不妊治療費補助事業	1,792	現状のまま継続			子育て支援・少子化対策の一環として、不妊治療等に要する検査費用及び治療費用を助成することにより、その経済的及び精神的負担を軽減し、出生数維持への対策のひとつとする。	不妊治療等が必要と医師に判断された婚姻関係にある夫婦で、村内に住所を有し引き続き1年以上居住している等、婚活村不妊治療費助成金交付要綱に該当する者。	当該年の不妊治療等に要する自己負担額に相当する額で、申請に基づき審査のうえ助成金額を決定し、年額100万円を限度額として交付する。	母子保健事業	近年の晩婚化等により不妊に悩む夫婦は増加傾向で、その数は5～10組にも言われています。不妊治療の費用は保険適用とならず経済的負担が大きいため、県の補助事業と並行して多くの市町村が独自の補助を実施しています。	26年に支援事業実施要綱が施行。28年に助成限度額を年額10万から100万に、29年から助成対象に不育症治療を追加。
153	住民福祉課	共同霊園管理事業	819	現状のまま継続			婚活村共同霊園の管理・運営	村民（霊園使用者）	霊園使用者から管理料を徴収し、霊園の管理委託を行う	霊園の管理については、民間に委託している。	霊園の維持管理は必要である。墓地という特殊性もあり、使用者から清潔な環境が求められている。また墓地使用を希望する住民及び別荘所有者も増加している。	トイレの改修等手がけているが、水洗トイレ等の検討も今後は必要と思われる。
154	住民福祉課	共同募金事業		現状のまま継続			社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ります。	村民。	赤い羽根募金、歳末たすけあい募金などを実施、経費については群馬県共同募金会から交付される事務費でまかなっている。	群馬県共同募金会からの事務費を受け、事業を実施している。社会福祉協議会との連携。	各募金は、区長を通じお願いしているが社会福祉事業の理解を深めるための啓発と、社会環境の複雑化で難しい面も生じているが地域福祉の推進のためにも啓発が必要。	強制でなく、協力を姿勢で、社会福祉協議会と連携を密にして実施する。
155	住民福祉課	犬及び猫避妊手術等補助事業	500	現状のまま継続			犬及び猫の繁殖によって不当に廃棄される犬及び猫、野良猫、野犬の発生防止を目的とする。公衆衛生の向上。	犬及び猫の飼養者	避妊等手術費の一部を補助する。	犬については、狂犬病予防注射を受けている事を補助金の条件として補助を行う事により、接種率の向上にも努めている。	毎年増加傾向にある廃棄処分される動物の抑制。飼主のマナーが問われる飼育が苦情の原因として増えてきている。野良猫、野犬の増加を抑制し、住環境の向上が求められている。	需要が多いことから、さらなる啓発活動の推進
156	住民福祉課	ICTを活用した身体活動維持向上プログラム	8,409	見直しの上で継続	重点化する		生涯にわたり、自らの健康づくりを継続して実践する高齢者の増加及び高齢者の健康維持を目的とします。	65歳以上の住民	高齢者が身近な場所に集い、情報交換などを行うことにより、地域コミュニティの活性化を図ります。また、ICTを活用し、楽しみながら運動することにより、身体活動の維持向上を図ります。		地域で相互に支え合いながら健康づくりを実践できる環境の整備が必要とされています。	
157	住民福祉課	国民健康保険特別会計（事業勘定）	1,759,685	見直しの上で継続	効率化を図る	激変緩和措置が終わるまで効率化を図る。	被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行い、もって社会保険及び国民保健の向上に寄与する。	国民健康保険被保険者	医療機関等から被保険者が受診した医療費について提出された保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て被保険者負担分の支払を行う。また、国保税の取納率向上及び特定健診受診率向上対策の充実等による医療費の適正化等を図ることにより安定的な事業運営に努める。	後期高齢者医療、福祉医療費助成制度、介護保険、年金等との連携により適正な執行を行う。税務課との連携による取納率の向上、保健室との連携による保健事業の充実	国保制度改革により平成30年度からの都道府県との共同運営となる。平成30年度の施行に向けて、県と市町村の協議の場である連携会議において、財政、事業に係る諸課題について検討を行っている。	レセプト点検事務を委託 人間ドック助成額の適正化 第三者行為疑義該当案件の調査実施
158	住民福祉課	国民健康保険特別会計事業（診療施設勘定）	41,901	見直しの上で継続	効率化を図る	医師の確保に努めること	婚活診療所は、国民健康保険診療所として、婚活村民の健康を支える公的医療機関である。よって、今後も医療体制の充実を図り、地域住民の健康増進と医療サービスの向上に寄与することを目的とする。	一般村民並びに外来患者	来所者に診療を行うとともに、村の保健事業等に協力・連携して、村民の健康増進に努める。	婚活診療所と関連する村内保健・福祉部門との連携を強化するとともに、他地域の医療機関とも連携して医療サービスの向上に努める。	地域医療の医師不足が深刻化するなかで、村民の高齢化に対応できる医療サービスを継続していくため、平成24年度から指定管理者制度による運営が行われている。今後も村民の健康増進の中核施設として、診療環境の整備に努める。	医師確保の観点から検討を重ね、指定管理者制度への移行による維持運営の決定がなされた。平成25年9月より診療科目に小児科かわり0歳児からの診療科可能となった。訪問看護ステーション「そよ風」と連携し在宅支援が開始され往診やターミナルケアが行われている。看護師等の医療従事者確保のため平成27年度から奨学金貸付制度を開始した。

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯		
159	住民福祉課	介護保険特別会計(事業勘定)	929,484	現状のまま継続				介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要なサービスを総合的・一体的に提供し、もって村民の福祉の増進を図る。	介護事業所等から被保険者が受けた介護費用の保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て保険者負担分の支払を行う。また介護予防事業を実施し健康寿命の延伸を図り、適正な事業運営を行う。	介護保険料の収納率向上のために税務徴収部署と連携して徴収を行う。	高齢者人口は年々増加しており、これに伴って介護保険サービスを受ける人も増え、給付費は増加している。より適正なサービス利用で、自立した生活を営むことが出来るよう、指導等を行うことが不可欠である。	平成12年度に制度が始まり、3年毎に事業計画が見直されてきた。現在は第6期、30年度～32年度は第7期計画期間。	
160	住民福祉課	介護保険特別会計(介護サービス勘定)	20,326	現状のまま継続				被保険者が要介護状態等となることを予防するため、介護認定における要支援者が介護予防サービスを適正に利用できるよう、介護予防プランを作成する。	介護認定における要支援認定者の居宅介護予防サービス計画を作成する。	介護保険	高齢化社会を迎え、介護(支援)認定者が増加しているなかで、要介護状態となる事を予防し、可能なかぎり在宅で安心した生活を送ることを目的とした重要な事業である。	平成18年度からの新規事業。平成28年3月より総合事業開始。	
161	住民福祉課	後期高齢者医療特別会計事業	145,793	現状のまま継続				高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷または死亡に関して必要な給付を行い、保健の向上及び老人福祉の増進を図る。	75歳以上 一定の障害のある人で65歳以上の入	医療機関等から被保険者が受診した医療費について提出された保険請求について、群馬県国民健康保険団体連合会での審査を経て保険者負担分の支払を行う。また、保険料の収納率向上及び特定健診受診率向上対策の充実に係る医療費の適正化を図る。	国民健康保険事業及び福祉医療と連携し、適正な給付に努めている。	高齢化社会を迎え国民皆保険を堅持し、将来にわたる医療保険制度を持続可能なものとしていくため「医療制度改革大綱」に沿って新たな高齢者医療制度が創設された。	平成20年4月より新たな制度としてスタートした。
162	農林振興課	農業委員会事務事業	11,242	現状のまま継続				農業委員会等に関する法律及び、農地法等の法律に基づき、農地の農業上の利用の確保と農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上を図る。	農地と農業者、農地の転用を行う申請者等。 農地の所有者。	農業経営基盤強化促進事業、農業振興地域整備事業 群馬県農業会議、農地中間管理事業	担い手への農地の集積と耕作放棄地発生防止の為、貸し借り等による農地の流動化を推進するために、地域に精通した農業委員、農地利用最適化推進委員の役割が重要になっている。条例改正により、H29年7月より農業委員17人、推進委員15人の定数となった。	農地中間管理事業がH26年開始された。 H28年度に農業委員会法改正。	
163	農林振興課	農業振興管理事業	910	現状のまま継続				農業振興の円滑な執行	農業振興関連庶務全般	庶務業務の遂行(文書収受、支払、その他)		事務の効率的な運用が求められている。	事務経費の縮小
164	農林振興課	中山間地域等直接支払交付金事業	1,010	現状のまま継続				耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって継続的な農業生産活動等を行うため農業者が一致協力して5年間取り組むべき事項を定めた集落協定に基づく対象農用地面積に応じ、交付金を支払う	対象地域の農業者	吾妻農業事務所 多面的機能支払	高齢化の進展等により、耕作放棄地の発生が懸念されている	平成27年度より第4期対策が開始された。	
165	農林振興課	環境保全型農業推進事業(村単)	1,966	見直しの上で継続	重点化する	グリーンベルト面積を増加させる	農業生産者	環境に配慮した農業を推進し、消費者に安全・安心をアピールし、本村農業の持続的発展を目指す。	農業生産者等(認定農業者及び農業近代化助成法に基づく農業者等)	グリーンベルト維持、農業廃資材の適正回収処理、減農薬適正使用の推進等を行うため、福恋村環境保全型農業推進協議会へ補助を行う。	福恋村環境保全型農業推進協議会、福恋村農業協同組合	食の安全性と、環境負荷に対する社会的関心が高まっている。農業生産についても、効率化を求めるほかに安全性はもとより環境負荷軽減の対策が必要となっている。	H26年度に道路清掃車購入、民間委託により運行。H28～管理を建設課に移行
166	農林振興課	経営基盤安定強化事業(村単)	741	現状のまま継続				意欲のある農業者等に対し農協等の金融機関から農業経営に必要な資金を融通し、経営の安定強化を図る。	村内農業者等(認定農業者及び農業近代化助成法に基づく農業者等)	農業者等に対し農協等の金融機関が農業経営の発展のために貸付ける資金に対し利子補給を行う。	農業経営基盤強化促進事業、融資機関	認定農業者であれば、負担金利は0.5%となっている。国、県ともに認定農業者への支援を重点的に行う方針である。	22年度の制度改正により、500万円超、1,800万円以下の借入の無利子化措置は貸付当初5年間までとなった。
167	農林振興課	福恋農業のイメージアップ事業(村単)	10,000	現状のまま継続				福恋村農業協同組合が実施する高原野菜宣伝事業により、農業の基幹作物であるキャベツの消費拡大を図る。	福恋村農業協同組合	高原野菜消費宣伝事業のため福恋村農業協同組合へ補助を行う。	J Aによるテレビ・ラジオ宣伝・収穫体験等 観光商工課	温暖化や異常気象による産地の変化があるも、福恋村のキャベツは市場の信頼は高く、安定供給も継続されている。平成29年5月には降ひよりや生育に影響があったが、8月中旬からは比較的順調に推移した。	H28年度より200万円増の1,000万円に
168	農林振興課	「野菜王国・くま」強化対策総合事業	13,910	現状のまま継続				機械の導入により、経営の拡大・安定を図る。	野菜生産農家(認定農業者)	野菜苗全自動移植機補助(県補助3分の1) 粒剤施肥機付野菜苗半自動移植機補助(県補助3分の1)	農業者事務所	育苗ハウスの普及により、全自動移植機導入の増加傾向となっている。キャベツ相場の推移にもよるが、更に普及が加速することも考えられる。また、コスト削減のため防除作業等の省力化が求められている。	24年度より粒剤施肥機付野菜苗半自動移植機を補助対象に加えた
169	農林振興課	経営所得安定対策等指導推進事業	47	現状のまま継続				農業者・農業者団体の自主的・主体的な需給調整への取組を推進するための事務費。	水田保有農家	水稲生産実施計画書の作成、配布、回収。米の生産調整実施者の作付現地確認	直接支払推進事業(旧農業者戸別所得補償制度推進事業) (H25より経営所得安定対策事業実施に伴い直接支払推進事業に変更)	本村の水田農業は、自家消費米の比率が高く、販売農家は約70戸程度である。	H25制度改正に伴い戸別所得補償制度等推進事業から経営所得安定対策等指導推進事業に事業名を変更
170	農林振興課	農業体験・交流事業	130	見直しの上で継続	重点化する	他の交流メニュー検討、観光部門との連携	観光客と農家	収穫体験等を中心とした都市住民との交流により小規模農家の所得向上を図る。	観光客と農家	農業と観光との連携強化による福恋型体験交流を推進していく。	福恋村じやがいも研究会(独)種苗管理センター福恋農場・J A福恋村	ジャガイモ収穫祭は参加者が増加、200人を超えるようになった。	
171	農林振興課	景観交流施設管理事業	674	現状のまま継続				農家の主婦、アルバイト等働きやすい環境を整備する。	農家、観光客	施設のある地区において清掃等管理委託	管理について他部署と連携	きれいなトイレが求められているが、トイレの老朽化が進み、故障が増加している。	H29年度に公衆トイレ(半出米・中原・北山)施設用地使用契約の見直しを行った。
172	農林振興課	畜産振興事業	350	現状のまま継続				家畜伝染病防疫体制の強化を図るとともに、繁殖和牛の育成技術向上と改良増殖を図り、畜産の振興発展に寄与する。	村内畜産農家	家畜伝染病防疫対策として消毒用機材等を補助する 畜産共進会による家畜改良の促進。	J A福恋村、J Aあがつま、吾妻郡畜産共進会 群馬県畜産共進会	資源循環型農業、環境に優しい農業、食品の安全安心、消費者ニーズが求められている。特定家畜伝染病が近くで発生した時の体制を周知する必要がある。	事業の整理により広く畜産農家に助成出来るように事業を特化した

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
173 農林振興課	農業経営基盤強化促進事業	1	現状のまま継続			育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を示し、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積等の支援を行う。また、担い手農業者等の資質の向上を図り農業経営の安定に資する。	担い手農業者	農業委員・農地利用最適化推進委員による未利用農地の掘り起こしにより、利用権設定を行う事と、農地中間管理機構等の利用により農地の有効活用を図る。また、認定農業者等へ情報提供を行い、担い手等の育成を図る。	農業委員会事務事業	担い手の不足や高齢化の進行・農産物価格の低迷・鳥獣被害の拡大などにより、耕作放棄地が増加している。耕作放棄地の発生防止や解消は地域農業の振興・発展を図るうえで、課題となっている。	H17で農用地利用集積奨励金等の支給を廃止した。
174 農林振興課	農業振興地域整備計画事業	125	現状のまま継続			農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地として利用すべき土地の区域及び区域内土地の農業上の用途区分や、農地の効率的利用、農業生産基盤の整備、近代化施設の整備等について農業振興地域整備計画に定め、農業の振興を図る。	農地所有者、農業振興地域内の農地等	適切な指導により農地の有効利用を図る。 農業振興地域促進協議会の委員報酬。	農業振興地域の整備に関する法律、農地法、農業経営基盤強化法	農振農用地域内の優良な農地の確保、保全は地域農業の振興・発展を図るために必要である。	
175 農林振興課	治山事業	6,526	現状のまま継続			治山事業：土砂流出、山腹崩落等による山地災害の復旧と予防。 森林整備事業：保安林の機能回復と森林整備促進	森林 山林所有者 住民等	地元区長の要望を元に、土地所有者の承諾等の地元調整を村が行い、県との現地調査も実施して箇所決定、事業執行は公共・県単とも県による。県単治山事業のみ村1割の負担。施設修繕、補償費等村予算計上により、事業推進を図る。	事業箇所の接続部で村道等の他事業施設がある場合関係部署との連携調整を要す。	集中豪雨等による災害の未然防止や復旧の要望は多い、事業執行の段階に至っても入札が不調となるケースもあり、県との調整の中で円滑な執行に努めていく必要がある。	
176 農林振興課	森林整備地域活動支援交付金事業	0	現状のまま継続			小規模で分散する森林の集約化に向けた調査、合意形成等の活動を支援し、森林整備促進を図る。	交付金の算定対象は、育成林(人工林・育成天然林)。集団で森林整備を行おうとする森林所有者や森林経営の委託を受ける者。	合意形成、境界確認等森林経営計画作成のための活動に対して、haあたり単価を基礎に交付金を交付。	群馬県民有林造林補助事業等、森林整備事業。森林集約化や森林経営計画策定が森林整備事業の採択要件で、集約化、経営計画策定の支援。	森林整備の必要性、森林施策の効率化のための集約化(大規模化)は変わらないが、まだまだ森林整備への意欲は乏しい状況である。 森林整備促進の支援体制継続のため必要。	第1期：H14～H18、第2期：H19～H23 H24より意欲ある森林所有者の施策の集約化の支援制度へ改正
177 農林振興課	森林整備担い手対策事業補助金	270	現状のまま継続			林業従事者の福利厚生充実の一環で退職金共済掛金と年金掛金に助成することにより、林業就業への環境を整え、林業従事者の雇用を確保する。	林業事業体を通じた林業従事者	県単独事業による「森林整備担い手対策事業」への上乗せ補助	群馬県森林整備担い手対策事業	森林整備の担い手である林業従事者の育成と就業支援策は行政の課題である。	
178 農林振興課	有害鳥獣対策事業	12,442	見直しの上で継続	重点化する		農作物被害の軽減のため、イノシシやホンジカ、カモシカ等、個体数が増加している獣種の削減、被害防除のための農林業者の自己防衛意識の啓発。	獣害による被害を受ける農林業者	村単独での電気柵設置の為に購入費補助、国庫補助事業による自力施行での金網柵・電気柵設置等の防除対策の推進。サル追払の為に資材提供や煙火従事者資格者育成、猟友会・実施隊への助成、農免許取得促進、捕獲奨励金支給等による捕獲の推進を図る。	嬬恋村猟友会 嬬恋村鳥獣被害対策協議会 嬬恋村有害鳥獣対策協議会 J.A嬬恋村	カモシカ・イノシシ・クマ・サル等の有害鳥獣による農作物の被害が毎年発生し、その対策が強く求められている。ここ数年はホンジカの頭数が増大しており被害の拡大が予測されている中で、自己防衛の意識も浸透し補助金を使った防柵柵も整備されてきているが、一層の捕獲対策、防除対策の促進が村民全体の要請となってきている。	H15から村単での電気柵補助事業実施。H21からサルの追払い及び個体数調整実施。H22カモシカの恒久柵事業開始。サル接近メールシステム起動。村有害鳥獣対策協議会主体の総合対策交付金による自力施行での金網柵・電気柵の設置推進。
179 農林振興課	緑化推進事業	219	現状のまま継続			緑の少年団育成、緑の募金推進、公共緑化推進を通じ緑化思想を高揚郷土愛と自然を守る心を培う。また、緑化に関するイベントへの参加、植樹祭開催や参加を通じ緑化推進と緑化に対する普及啓発を図る。	①各小学校の緑の少年団が対象 ②各地区や公共施設を対象	①緑の少年団の活動へ補助②緑の募金推進と苗木配布、③公共施設等への緑化苗木の配布。 平成27年度群馬県植樹祭を共催者として嬬恋村で開催	緑の募金 群馬県植樹祭 みどりとふれあうフェスティバル	自然破壊や森林の減少や荒廃で地球温暖化が進むなか、地球規模で緑化や森林保全が求められている。森林荒廃は身近な所でもすすみ、村民一人一人の啓発や行動が必要となっている。	平成17年度より緑の少年団育成事業補助金減額
180 農林振興課	林業振興管理事業	485	現状のまま継続			森林法の啓発や周知、林業団体育成・支援等を通じた林業の全般的な支援。	森林所有者、林業振興に係わる機関、団体等	森林法等による届付けへの啓発・指導や林業振興に関する機関・団体との連携、調整。	吾妻森林組合関係は、郡内6か町村の協議、治山林道協会は、県下29市町村で均等割と事業費割による負担となっている。	林業は低迷しているが、温暖化対策や水源涵養等森林の果たすべき役割は重要性を増している。森林整備促進とともに森林環境保全としての普及啓発が求められる。林業の中核となるべき森林組合や関係団体の育成も求められている。	
181 農林振興課	美しい森林づくり基盤整備交付金事業	121	現状のまま継続			地球温暖化対策によるCO2削減対策としての間伐等森林整備を促進する。	林業関係団体、森林所有者	間伐等促進計画や集約化推進計画に基づく森林施策・作業路開設への補助	森林整備地域活動支援交付金	H20より京都議定書の約束期間に入り、国県で計画促進の具体策を提示、各自治体で森林整備面積の目標値を示し、CO2削減策の促進を強く進めている	
182 農林振興課	薪ストーブ購入補助事業	420	現状のまま継続			地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び木材関連事業の活性化を図る。	村民	化石燃料の使用によるCO2排出量の削減のため薪ストーブの購入設置に係る費用の一部を補助する。特に間伐など出るカラマツなどの針葉樹の不用材を使用する薪ストーブについて配慮する。	住宅改修助成金(観光工課)	地球温暖化対策として、温室効果ガスCO2の排出量を抑えるために様々な施策が行われている。CO2の吸収をする森林の整備、CO2の排出を抑えるための使用燃料の低減などを社会全体で模索している。	平成26年3月要綱改正により平成27年度末まで2年間制度延長。28年度以降も継続
183 農林振興課	村有林維持管理事業	578	現状のまま継続			森林保険加入による村有財産としての村有林の価値を保全するとともに、吾妻森林組合の育成と、吾妻森林組合の組合員としての賦課金は、全村有林面積が対象。	森林国営保険は村有林のうち、群馬坂、小在池、角間山の人工林、吾妻森林組合の組合員としての賦課金は、全村有林面積が対象。	森林組合賦課金納付と森林保険への加入による	木材価格の低迷から、森林としての経済的付加価値の低下は懸念される。しかし、森林環境の保全、森林復旧のための費用の担保は求められる。	平成15年度単年契約へ変更、付保率下げ平成17年付保率見直し H27.4より(独)森林総合研究所へ移管	

***	担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
184	農林振興課	村有林広葉樹化推進事業	5,974	見直しの上で継続	効率化を図る	総合政策課事業との共同開催検討	村有林の撤出間伐による適切な管理と販売による活用、広葉樹への樹種転換による生物多様性の実現と森林環境の維持を図る。	村有財産としての村有林	カラマツを主体とし、伐期の到達した村有林の主伐を行い、代わりにはミズナラなどの広葉樹を植栽していく。ちよだ・つま恋の森」育成事業。	千代田区との「ちよだ・つま恋の森」事業	生物多様性の維持確保、野生鳥獣による農作物などの被害防止と鳥獣保護のための森林の複層化など、多角的な観点から自然環境の保全についての取組みが求められている。カーボンオフセットの認証に向け千代田区と協定書を締結	H28 千代田区と森林整備に関する協定書締結
185	農林振興課	水産業振興事業	1,982	現状のまま継続			吾妻漁業協同組合の活動を支援することにより村内水産業者の活性化を図る。アクアポニクス事業の検証を行う。	吾妻漁業協同組合 チョウザメ養殖実証試験事業	吾妻漁業協同組合の活動へ補助金交付。 アクアポニクス推進プロジェクトチームとの検証。 チョウザメ養殖はH31年度中に民間移行を目指す。	水産多面的機能発揮対策事業。 アクアポニクス推進プロジェクトチーム。	村内河川は溪流釣りに適しており多くの観光客が訪れている。議会の村創生対策特別委員会から、チョウザメ養殖と水耕栽培の提案があり、H28年度事前調査を行う。H29からのチョウザメ養殖を継続。	平成18年度より西吾妻支部への補助金を廃止。
186	農林振興課	林道維持管理事業	9,728	現状のまま継続			森林整備を促進するため、林道の開設及び改良を行うとともに、安全な運行のための維持管理を行う。	森林所有者、住民	県の林道補助事業の活用、維持管理。	吾妻環境森林事務所	森林整備の必要性が向上していることから、路網の整備が求められる。木材の需要が高まり、新たに林道の開設するまでには至らないが、古い林道の改良により森林の所有者の整備促進を図る。	
187	農林振興課	ぐんま緑の県民税事業	12,983	見直しの上で継続	重点化する	活用方法を検討すること	平成26年度から群馬県で導入した「ぐんま緑の県民税」を活用した嬭恋村内での森林整備促進のための施策の展開。	嬭恋村内の森林。	「ぐんま緑の県民税」を財源に、県が実施主体となる事業の調整、中町村が事業主体になる事業については、区や森林所有者等の要望を踏まえて実施。	吾妻環境森林事務所	初年度購入の粉砕機は、有効に使用されている。地区の森林整備と村道・林道沿いの整備も実施。	
188	農林振興課	経営所得安定対策等推進事業	416	現状のまま継続			米の生産調整実施農業者の積極的な参加を推進するための、再生協の事務費に対する補助金。	水田保有農業者及びその耕作者	経営所得安定対策に関するチラシ等を作成し、周知する。また、事務を円滑に行うために、水田情報管理システムの導入を行う。転作作物の現地確認をJA、農業委員、区長と行う。	経営所得安定対策等指導推進事業（旧戸別所得補償制度指導推進事業） JA嬭恋村、農業共済、	本村の水田農業は、自家消費への比率が高く、販売農家は70戸程度である。	H27年から経営所得安定対策等推進事業（旧直接支払推進事業）へ事業名を変更。
189	農林振興課	嬭恋村野菜集出荷施設補修補助事業（村単）	11,173	現状のまま継続			老朽化が進んだ野菜集出荷施設の補修等	村内農業者で組織する野菜出荷組合等で、集出荷施設を管理している者	1施設、対象工事費の1/2（限度額300万円）補助。H29から新設の施設も補助対象とした。		野菜生産体制の効率性を向上させ、また、景観の調和を保全する。	H28、9月補正事業。H28は田代のみ。H29以降は他の組合と調整。
190	農林振興課	農地集積集約化事業	5,638	現状のまま継続			農地の集積、集約を目的とする。	農地の出し手、受け手の担い手等。	農地中間管理事業による。農地の出し手・受けてを公募して、有効に集約させる。出し手には、経営転換協力が支給されることもある。	群馬県農業公社、農業委員会、農地利用最適化推進委員	平成26年度から事業化された国の施策。	
191	農林振興課	農産物振興事業	4,570	見直しの上で継続	重点化する	加工品を含め特産品の開発に向けた全村での取り組み検討	農業者が生産する作物に付加価値を付けて収入の向上を図る。	農業生産等を行う者及び団体、イベントを行う事業者等。	6次産業化及び特産品の開発を手掛ける農業者等に補助事業を実施する。6次産業化等補助金。特産品開発支援等補助金。嬭恋村産米ブランド化補助金。農産物提供補助金。	農業事務所、おいしい米づくり研究会。	新たな特産品を開発する観念よりも、今ある村の農産物を如何に付加価値を付けて販売できるか、ということに重点を置く。それが、特産品につながれば、更に良い。	H29米食味分析コンクールで嬭恋村おいしい米づくり研究会より2名が金賞受賞。H29エゴマ異物選別機導入。
192	建設課	農用地一般事業	524	現状のまま継続			農村農業整備事業の円滑な執行を図る。	農村農業整備事業庶務全般	一般事務に係る庶務的な業務（文書收受、支払い事務、その他関連事務）の遂行		諸事業を執行するにあたり、迅速な事務処理、情報提供が求められている。	
193	建設課	県営事業負担金	15,750	見直しの上で継続	重点化する		生産基盤の充実と効率的な耕作を可能にし経営の安定化を図るため、老朽化した農業用施設の整備、農業基盤未整備地区の道路、水路、ほ場の整備を行う。	農地を所有する受益農家	事業主体（県）と協力し事業計画に基づき工事を実施する。	吾妻農業事務所。	県営要件を充たす、老朽化した施設、農業基盤未整備地区からは整備要望が出されている。未舗装道路、未整備水路、未整備のほ場が残されており村民からの要望も多い。	
194	建設課	村単土地改良事業	21,599	現状のまま継続			既設農道整備については小規模農道や排水路を維持管理するため、受益者の申請により費用の一部を補助する。補助対象とならない、道路、水路の整備を行う。	受益農家。	既設農道整備については受益者3名以上で区長へ申請し区長より村へ申請する。交付決定後受益者が工事を実施する。		補助事業で対応出来ない簡易な補修の要望は高い。	
195	建設課	農山漁村地域整備交付金事業		終了・完了			獣害を防止する。	農地を所有する受益農家	現地調査を行い受益農家及び県の指導のもと事業を進める。	農林振興課	近年多発している獣害対策とし獣害防止柵を設置し獣害を解消し、安定的な農業経営を継続させ野菜生産地の維持を図ることからも事業を進める必要がある。	
196	建設課	天然記念物食害対策事業	10,066	終了・完了			獣害を防止する。	農地を所有する受益農家	現地調査を行い受益農家及び県の指導のもと事業を進める。	農山漁村地域整備交付金事業 農林振興課	近年多発している獣害対策とし獣害防止柵を設置し獣害を解消し、安定的な農業経営を継続させ野菜生産地の維持を図ることからも事業を進める必要がある。	
197	建設課	農業基盤整備促進事業		終了・完了			排水路の改良では土砂流出を防ぎ、農道の改良では畑の排水改良では、乾畑化を図り、農産物の安定生産、安定供給を図る。	排水路、農道及び畑の受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上、事業を進める。	嬭恋土地改良区	土砂流出の防止、作物の根腐れを防止できることから、整備要望は大きい。	

***	担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
198	建設課	農地耕作条件改善事業	222,807	見直しの上で継続	重点化する		排水路の改良では土砂流出を防ぎ、農道の改良では畑の排水改良では、乾畑化を図り、農産物の安定生産、安定供給を図る。	排水路、畑の受益農家	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上、事業を進める。	畑地改良区	土砂流出の防止、作物の根腐れを防止できることから、整備要望は大きい。	
199	建設課	中山間地域所得向上支援事業	125,842	終了・完了			獣害を防止する。	農地を所有する受益農家	現地調査を行い受益農家及び県の指導のもと事業を進める。	農林振興課	近年多発している獣害対策として獣害防止柵を設置し獣害を解消し、安定的な農業経営を継続させ野菜生産地の維持を図ることからも事業を進める必要がある。	
200	建設課	小規模農村整備事業	114,272	見直しの上で継続	重点化する		農業基盤未整備地区の農業振興を図る為、受益者の要望に基づき事業を実施する。	受益農家。	現地調査を行い、受益者及び県と協議の上事業を進める。		農業機械の大型化により農業基盤未整備地区の整備要望は大きい。	
201	建設課	多面的機能支払交付金	65,322	現状のまま継続			過疎化、高齢化の進行による集落機能の低下等により、農用地、農業用水路、農道等の農業資源の管理活動が低迷している。これらの機能を発揮する為強化する必要がある。	地域共同による農地・農業用施設の日常の保全管理、老朽化が進む農業用施設の長寿命化の補修を対象として	農業者及びその他の者（地域住民、団体）で構成される組織による地域の活動に対し国・県・村で支援する。	中山間地域等直接支払環境保全型農業直接支払	農業集落では高齢化や会員との混住化が進行し、農地や農業用水を維持管理していく体制が弱まっている。このため集落が一体となった活動体制を強化する必要がある。	
202	建設課	農地災害復旧事業	19,676	現状のまま継続			異常な天然現象により被災を受けた農地、農業用施設を復旧する。	受益農家、農地、農道、農業用水路を対象とする。	被災の報告を県へ行い、金額により国の査定を受けるか県の補助を受け事業を実施する。	公共土木施設災害復旧事業	ゲリラ豪雨等による被害が増大しており、村民からの要望も増加している。	
203	建設課	建設管理事業	1,771	現状のまま継続			建設課関係一般事業の円滑な執行を図る	建設事業庶務全般	一般管理事務に係る庶務的な業務（文書收受、支払い事務、その他関連事務）の遂行		諸事業を執行するに当たり、迅速な事務処理、情報提供等が求められている	
204	建設課	土地利用調整事業	55	現状のまま継続			土地利用が計画的に進展するよう、持続する推進体制づくりを行い、望ましい土地利用の実現を目指す。	開発事業者の行う開発事業、建築物の制限に関する条例の対象建築、自然公園法の対象事業。	開発事業協議書の提出を受ける。建築確認の提出者に対する情報提供依頼、条例の制度を広く知らしめ手続きに漏れが無いよう指導する。森林法、自然公園法における可能な情報提供。	景観法に関する事務、上下水道、ゴミ関係、など村の事務、都市計画法、森林法、農地法、自然公園法、など土地利用に関する法律所管部署	環境について広範にわたり意識されて、多くの人が環境や景観に対し敏感になってきている。手続きは簡素に行われることが望まれている。	指導要綱の変更により、建築物、工作物の高さ、色の制限を景観に配慮するよう協力を求めている。
205	建設課	道路河川整備促進事業	855	現状のまま継続			生活の利便性の向上、就労環境向上、産業創設、産業の活性化を目的に国・県・主要地方道の整備促進を行う。	国・県道管理者	期成同盟会による要望活動やPR活動	議会との連携	国、地方の財政難、道路特定財源の一般財源化が課題となり、道路整備予算がつきにくい状況がある。村民ニーズは地域高規格道路など道路整備による利便性、経済活性化などを求めている	同盟会における負担金の軽減化、同盟会活動の活性化
206	建設課	国土利用計画法施行事務事業	63	現状のまま継続			国土利用計画法に基づき、1万㎡以上の土地取引届出事務の遂行。適正且つ合理的な土地利用を図ること。	土地取引状況	土地取引の届け出書の審査、意見を付して知事へ進達。	開発事業	国土利用計画法による、無届け土地取引の防止につとめている。	
207	建設課	宅地造成販売事業	0	見直しの上で継続	効率化を図る		住宅地の供給	過疎化の抑制。危険地区、密集地域からの移転。	村内の人に住宅用地として、村外の人に住宅地・別荘地として販売	村有地販売事業	・地価格の下落 ・分譲地区が、地理的に散遠される。	H25分譲単価の引き下げ。 H26販売促進を目的として、村内不動産業者と一般媒介契約を締結。
208	建設課	道路河川愛護事業	700	現状のまま継続			道路の清掃、河川の清掃	村道、他の道路及び1級・普通河川、公共施設	各地区、学校及びボランティア団体等による清掃、植栽活動	住民福祉課 衛生事業等	春、秋の一斉清掃・道路愛護事業として定着している、クリーンプロジェクトとして10人以上の団体による植栽活動	
209	建設課	機械維持管理事業	44,338	現状のまま継続			機械を利用して村道の維持管理、除雪などを行い、生活・観光・産業を守る	村民、観光客などの道路利用者	緊急な道路修繕、除雪などに対応		緊急な道路修繕、除雪などの要望が多い	
210	建設課	国土調査事業	21,660	見直しの上で継続	重点化する		法務局管理の公図や登記簿の面積等が現状と違うことが多いため、地籍の明確化を目的とし、土地一筆ごとの所有者、地番、地目、境界、面積を調査するもので、土地行政全般の合理化及び効率化を図ると共に、課せられる各種負担の公平化を図る。	国有林137.22ha及び公有水面2.50haを除く、管内の一筆ごとのすべての土地（対象面積197.79ha）。	調査地区を年度別計画で定め、土地所有者立会のうえ土地一筆ごとに地籍の確定作業を行い、国土調査法に基づく認証により、地籍図及び地籍簿を作成する。成果(図や簿)は法務局にも送られ、備え付けの地図が更新され、登記簿も書き改められる。	土地改良事業による測量及び調査で作成された地図及び簿冊で、法19条5項の指定を受けたものもある。また、公共事業や財産管理への活用も図られる。	平成7年から鎌原地区で再開され、平成10年から田代地区との2班体制で事業を進めているが、本事業の成果が多くの村民に理解されてきており、未着手地区からは早期着手が望まれている。なお、現状では、調査完了まで今後100年以上の期間を要するため、事業のスピード化を検討する必要がある。	・H19年度休止・H20年度より立会（E）工程も委託で再開・H27年度より新手法(新技術・効率化)による調査導入・H29よりD工程省略
211	建設課	緊急路面維持修繕事業	20,995	見直しの上で継続	重点化する		安全な通行の確保、道路瑕疵の回避	道路利用者全般	危険箇所への穴埋め、オーバーレイとうをおこなう		村民の要望が多数くるうえ、道路瑕疵に対する社会情勢が厳しい	
212	建設課	交通安全施設整備交付金事業	4,396	現状のまま継続			交通事故の減少、安全の確保	通行者全般	警察、安全協会各団体と連絡を取り事故多発箇所、危険箇所の道路施設の改善を行う	総務課交通係	交通安全に対する村民の関心が高く要望も多い	
213	建設課	村道維持管理事業	165,715	見直しの上で継続	重点化する		道路の維持管理を行い、安全なおかつスムーズな交通を確保する	通行者全般	落石危険箇所、曲狭箇所の改善、水処理などの改善		特に村民からの要望が多い	
214	建設課	道路除雪事業	95,627	現状のまま継続			冬季生活道の確保および交通事故防止、観光の発展	道路通行者全般	迅速確実な除雪	機械維持管理事業	建設業者保有の機械が減少しており新規購入が難しいため除雪の委託が難しくなっているのが現状である。今後、村が機械を保有し業者に貸与することが必要になってくる。	

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
215	建設課	道路用地整備促進事業	37	現状のまま継続			認定道路等の官民境の座標値導入による境界管理。一般交通の用に供する施設としての道路本来の機能を発揮させる。公図と道路用地の合致。	公共物境界（官民界）。未登記道路用地の所有権・その他の登記。法定外公共物。	公共物等の境界確定申請による調査、立会、用途廃止、付替、交換。地籍調査等による既道路用地の完了成果による登記漏れ事務。道、川用地取得による分筆地測量登記及び委託。	国土調査事業。農業委員会及び税務課との連絡、協議。戸籍係との相続人等の確認。農、村道整備改良事業。	開発に伴う道路の維持、管理の確認。未登記路線の登記事務を行うにも近年、不動産登記法改正で容易にできなくなる。測量委託で解決したいが予算が足りない状況。地籍調査の実施を待つ村民が多い。	境界確定完了の土地は座標値で管理。
216	建設課	橋りょう整備事業	224,928	現状のまま継続			橋梁の維持管理を行い、交通者の安全を確保する。	通行者全般	橋梁点検等を行い計画的な維持補修を行う。	国交省関連事業による橋梁架け替え等の実施	橋梁点検による計画的な架替え、維持修繕の実施	
217	建設課	道路台帳補正事業	3,596	現状のまま継続			道路台帳を整備して道路維持管理の充実	道路全般	村道の認定、廃止、変更	交付税算入の資料	村道認定の有無による維持・修繕等の取り扱い方を明確にする必要がある。	
218	建設課	村営住宅管理事業	8,601	見直しの上で継続	重点化する		住居に困窮している人に安価な家賃で住宅を供給する。	住居に困窮している村民が入居できるようにする。	入居希望者はほぼ全て入居できる状況であり、基本的には申込み順で入居者を決定している。		人口の動向にもよるが、現段階では需要と供給のバランスがとれていると思われる。しかし、施設の老朽化が相違進んでおり、大規模な修繕を早急に行う必要があるが財政状況もふまえて具合の悪い箇所が出てきた時点で修繕を行っているのが実情である。平成30年度については公共施設個別管理計画を策定予定。	
219	建設課	農地災害復旧事業		現状のまま継続			異常な天然現象により被災を受けた農地、農業用施設を復旧する。	受益農家、農地、農道、農業用水路を対象とする。	被災の報告を県へ行い、金額により国の査定を受けるか県の補助を受け事業を実施する。	公共土木施設災害復旧事業	ゲリラ豪雨等による被害が増大しており、村民からの要望も増加している。	
220	建設課	村道災害復旧事業	40,829	現状のまま継続			安全な生活の確保	村民全般	災害復旧制度の活用	道路維持事業	国の事業に該当しない要望箇所増加	
221	建設課	道路、公共物占用事業	8,185	現状のまま継続			道路、公共物管理の適正化	国・県・村道、河川・公共物、国有林等	申請案件処理、占用料徴収、継続関係処理及び国・県の物件の占用申請処理、通行規制申請処理	各課からの占用申請処理、国・県物件の占用申請内取りまとめ、通行規制申請処理	H19年度公共物占用料改定 H20年度公共物端敷処理見直し H22年度道路占用料改定	
222	観光商工課	愛妻の村づくり事業	9,367	現状のまま継続			村名の由来を活用して「愛妻家」をキーワードに観光・農業などの活性化を図り、「愛妻家の聖地」嬭恋村をPRする。「妻との時間をつくる旅」を中心としたプロモーションを展開し、嬭恋村の知名度を向上させ、誘客を図る。	全村民、観光事業者、商工事業者、観光客	「愛妻家の聖地」をPRし、村民に活用を有効手段を周知する。日本愛妻家協会と連携することにより、協会が持っているノウハウを活用する。	庁内全課、嬭恋村観光協会、嬭恋村商工会、JA嬭恋村、日本愛妻家協会、嬭恋村愛妻家聖地委員会、嬭恋村愛妻ブランド開発会議	キャベチューは秋の風物詩として世の中に定着しつつある。最近では、全国各地で愛を叫ぶイベントが開催され、マスコミ等で報道されている。嬭恋村は、その「本家」として取り上げられることが増えてきている。最近では男性だけでなく、女性も叫ぶ方が増えてきている。	平成20年12月に嬭恋村愛妻家聖地委員会のメンバーを再編、平成27年度から妻との時間をつくる旅を展開
223	観光商工課	バラ湯温泉センター運営事業	20,907	見直しの上で継続	効率化を図る	新たな経営者の開拓	バラ湯地区の観光振興、温泉資源の有効活用	観光客及び地元住民、分湯利用する民間観光施設	H25.11月に指定管理者から管理業務の取り消しの申し出があり、その後公募したが様々な要因により観光商工課の直営となっている。	住民福祉課：嬭恋村高齢者温泉入浴事業 福祉バスによる高齢者入浴休憩事業	観光資源である温泉の利活用 村民の厚生施設 サービスの向上、レジオネラ対策の強化等 利用者、売上げともに減少傾向となっている。	平成23年度にポイラー更新、湯沸ポンプ交換済。H25湯沸予備ポンプ購入。H28トイレウォッシュレット設置。水道送水ポンプ交換
224	観光商工課	職業安定負担金	1,559	見直しの上で継続	効率化を図る	訓練校についての方向性の設定が必要	活力ある雇用を創出する。労働者の生活の安定と福祉の向上に資する。	職業労働者及び高専職業安定校に通う方 村内に居住する勤労者（勤労者生活資金）	職業訓練校の運営に助成及び負担金 中央労働金庫と協力し勤労者に融資する。（勤労者生活資金）	雇用創出	職業訓練校に通う訓練生がいなくなっている。社会的なニーズが激減していることを表している。今後の動向を見極める必要がある。勤労者生活資金の融資の利用者が少ない。	今後は訓練校に通う技能労働者の個々の負担額を値上げするよう指導したい。 融資相談窓口の開催。
225	観光商工課	観光商工管理事業	7,154	現状のまま継続			観光PRや会議。公用車の車検・修理。事務機器の維持管理のため。	観光PRや会議出席のため出張した職員。観光商工課管理の公用車。プリンター等事務備品。	交通費及び宿泊費、指定修理場による車検・修理等、プリンター・デジカメ・ラミネート等事務の備品修理及び消耗品購入	観光、商工部門の一般管理業務であるので、総合計画の4章2節、3節にまたがる。	消耗品等、村内で購入できるものは村内業者を使って欲しい	
226	観光商工課	消費生活推進事業	553	現状のまま継続			消費生活の啓蒙・相談体制等を充実することで、消費生活における被害の救済、損害の回復、利益の保全を図り、健全な消費生活に資する。	村民	行政で行う消費相談窓口機能の強化。講演会、パンフレット、広報誌等による啓蒙。吾妻広域圏整備組合による吾妻郡消費生活センターの設置。放射性物質測定。特定計量器検査。計量モニター事業。家品表法、消生安法による立ち入り検査。	総務課、住民福祉課、建設課（村営住宅）	架空請求、不当請求などの相談が増えている。多重債務問題が潜伏している可能性が高い。	新規の県の補助事業を活用し、事業の強化を図った。H24年度より食の安全確保に努める。H29年度7月から消費生活に関する情報について広報紙において連載を開始し注意喚起や情報提供を実施
227	観光商工課	商工振興事業	9,734	現状のまま継続			嬭恋村の商工業の発展	嬭恋村商工会及び商工業者	商工会一般経費、自主運営経費の補助（フィルムコミッション運営費充当分を含む）	特になし	補助金の支出が年々厳しい。自主財源の確保が望まれる。事務的経費の削減	H18年度に補助金25%削減。H20年度に再度25%削減しFC事業費分を加えている。H21年度に消費行政活性化で協働開始。H24年度に補助金を増額。H29年度に商工会主催の歳末感謝祭へ交付金を交付
228	観光商工課	制度資金事業	3,895	現状のまま継続			中小企業者の経営の安定を図る。	村内中小企業者及び村内に事業所を持つ中小企業者	制度資金保証料補助及び小口資金の利子補給	中小企業信用保険法に基づく認定事務、東日本大震災関連認定事務（SN関連認定）	景気回復後小口資金の申請は減少している。	H23年度から貸出金利を各金融機関3.9%に設定、H24年度3.0%～3.2%、H29年度から上限金利2.8%

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
229	観光商工課	商工業活性化対策事業	18,010	現状のまま継続			村内商工業の活性化	住宅改修等助成金制度により住宅の新・増・改築の経費の20%（上限20万円）の助成金を交付。放置別荘解体費補助金により、別荘解体について5,000円/㎡（上限15万円）の補助金の交付。	古くなっている別荘に関する情報を収集し、所有者に対し補助金利用による取り壊しを促している。	本事業開始以降、改修を行う村民も多く、また、受託側の建築関係業者も仕事が増加して、喜ばれている。	当初3年間での事業実施予定であったが、村内業者からの継続要望や、村民ニーズに答えるため、2年間延長を行い更に3年間延長する。	
230	観光商工課	創業・第二創業推進事業	0	現状のまま継続			村内で、創業・第二創業する個人又は法人	補助対象事業について創業・第二創業する事業者に対し、事業所開設支援、事業所等賃借、雇用促進の各事業に対し、補助金を交付する。	商工会、金融機関	創業希望者はいるが、支援制度が確立していない。	H29年度から補助事業を開始H30年度に補助事業の利用促進を図る為要綱の一部見直しを実施	
231	観光商工課	観光団体助成事業	11,075	見直しの上で継続	効率化を図る	個別の団体・協会等について精査が必要	村内の観光団体の育成や広域的な観光施策を展開するための協議会を組織している。本事業は、嬉志村が加入する各種団体に観光振興を図り、応分の補助金・負担金を助成するものです。	村の観光協会や広域的観光振興にかかわる諸団体等	それぞれの協会・協議会等が独立した団体である。しかし、設置目的が観光振興であり対象と違おうがキャンペーン・イベント等類似した事業を実施しているところもある。	観光は若者を雇用できる産業であり、多くの村民も観光発展を期待している。観光を取り巻く環境が多様化する中で今後も広域的な誘客対策が不可欠であり引き続き事業の継続が必要である。しかし、今後組織を維持するだけの団体等については随時見直したい。	負担金・補助金の減額及び見直しができる団体には見直しをしてもらうようお願いしている。	
232	観光商工課	観光施設整備事業	36,082	現状のまま継続			観光施設の整備、維持管理を行うことで、利用者の快適性・利便性・安全性を高め、お客様のニーズに応えとともに、観光客の入込み数を増やしリピーター化の実現を目指す。	・村内観光施設（遊歩道・シャクナゲ園・新設観光施設及び既存観光施設修繕、維持管理他） ・観光客が利用する公衆トイレ・観光用施設・遊歩道等観光関連施設の維持・管理が対象	・請負・直営による観光施設の整備 ・委託施設維持経費の支払い（電気・水道・下水道料金） ・トイレの清掃、消防施設・浄化槽の管理委託。施設の小破修繕。遊歩道の草刈り。	県土木事務所、環境省、吾妻森林管理署、吾妻環境森林事務所、総務課（浅間パークレット）	団塊の世代が退職期を迎え、中・高齢者層を中心に森林浴やトレッキングがブームとなり安全で快適な観光施設の整備が求められている。今後でキーワードは、ハード面の整備から健康と自然等のソフト面へとシフトしており多様化するニーズに応えた施設整備が重要。	シャクナゲ園、湯尻川、野地平、登山道整備などソフトと一体的な整備ができた。
233	観光商工課	観光振興事業	23,404	見直しの上で継続	重点化する	観光協会の強化育成による推進体制の充実	本村の美しい自然や農業景観、火山とその恵みである温泉等、本村の有する観光資源や魅力をもっとの人に紹介し、観光客の誘致に結びつける。経済力の向上と地域の活性化。	関東圏の居住者を中心に、全国の観光ニーズを対象とする。雑誌・新聞等マスコミ関係者、ラジオ・エージェンシーなどを利用し、情報発信を行う。	嬉志村の入り込み客数は通過型が薄く、村内への経済的効果が薄いという評価が一般的であった。軽井沢、草津に隣接する立体的な好条件を利用して広域的観光を展開するとともに、着地型への転換を図ることで村内の観光産業を活性化させる。	案内看板灯については、県土木、環境省、森林管理所との連携が必要。吾妻行政課事務所、県観光物産課、ぐんままちど対策、特にアジアン圏内の経済発展により誘客強化が重要となっている。	H29：各種観光キャンペーンに積極的に参加した。	
234	観光商工課	マラソン大会実施事業	2,000	現状のまま継続			グリーンシーズンの入込客増加を図るため、マラソン大会を開催し、大会の運営を支援する。同時に関連する宿泊者の増客をねらい、効果的に嬉志村をPRする。	全国各地のマラソンランナー、ランナーの家族（観光客）地元住民及び観光事業関係者	実行委員会を組織。メイン会場は東海大学嬉志高原研修センター、コースはパラグ高原周辺及びつまごいパノラマライン北ルート。	嬉志村農協、嬉志村体育協会、嬉志村観光協会、嬉志村商工会をはじめとする各種団体。長野原警察署と道路使用に関する関係機関。	近年のマラソンブームもあって、普通の大会はランナーに選ばれない。地域の特徴を活かした大会、地元のおもてなし、声援などランナーを歓迎する大会が人気。キャベツツアーは浅間山・四阿山を中心とした自然景観、キャベツ畑の中を走る景観がランナーに好評。第6～8回大会はRUNNETの大会100選に選ばれている。	第5回大会（平成24年度）から事務局が観光商工課に移動。第6回大会からエントリー数3,500件に変更し、スポーツ振興くじ助成金を受ける。
235	観光商工課	万座・鹿沢口駅活性化対策事業	138	見直しの上で継続	重点化する	総合政策課との情報共有及び連携強化	当村公共交通機関の玄関口である万座鹿沢口駅周辺の商店街の活性化並びに環境整備等の検討	観光客・地元住民・万座鹿沢口駅利用者	地元との連携により	J R万座・鹿沢口駅周辺地域活性化研究会、企画財政課、建設課 観光協会・商工会・公共交通対策事業	本事業はJ R万座・鹿沢口駅周辺地域活性化研究会の活動を支援する形の事業。駅周辺活性化のため地元と行政が連絡を密に取り本当に必要な整備を図ってきたが、各委員の温度差により作業への協力もまちまち。見直しの時期にきている。	20年度で足掛け3年の壁画事業が終了。23年度はぐんまDCに合わせた事業展開を行った。28年度会員の見直し予定
236	観光商工課	万座ヒルクライム大会支援事業	400	現状のまま継続			観光振興、経済力向上、地域の活性化を図るため。	大会運営者及び参加者	消耗品代、おもてなし食費などの一部を村が費用負担、また村内各種団体や役員職員がサポートを行う。	サンケイスポーツ、プリンスホテル、長野原警察署、安協	全国的にマラソン、自転車大会などのイベントが増加している。県内では赤城ヒルクライムや榛名ヒルクライムが盛んに開催されており、本村でもブランド力をもったヒルクライム大会の定着が期待されている。	道路事情などによりH26、H27は中止された。H28より「嬉志キャベツヒルクライム」に名称変更し実施。
237	観光商工課	観光情報発信事業	242	見直しの上で継続	重点化する	戦略的な情報発信	ホームページ、ツイッター、フェイスブック等による情報発信に取り組んでいるが、さらに動画や観光施設、イベントのライブ映像などの発信を加え、誘客宣伝を強化し、また観光案内を効率的に行うため。	観光客、観光関係者、村内商工業者、住民	・持ち運び可能なライブ用カメラ機器を購入し、現地のライブ映像をホームページ上で見られるようにする。 ・ビデオカメラで撮影した映像など動画を数多くホームページ上で見られるようにする。	村ホームページ、観光協会など関係各機関、全国のライブ映像サイト	インターネット環境の飛躍的向上、パソコン、スマートフォンなどの普及により情報収集は、いつでもどこでも瞬時に入手できることが当たり前となっている。	H26しゃくなげ園設置、バラギ浦野、万座ハイウェイ噴気監視、鬼押出し園設置、H27シャクナゲ園（浅間山監視含む）
238	観光商工課	硫化水素ガス対策事業	1,975	現状のまま継続			万座地区における硫化水素ガスによる事故の防止及び監視・救助等による安全対策。	観光客及び地元住民	監視・警報システムにより硫化水素ガスの発生状況を常時監視し、スピーカーにて危険を知らせる（協議会により）。危険地帯の柵及び看板設置。ガスの発生地帯の定期監視の実施（年4回）。監視・救助の為にガスマスク等備品の配備	万が一の時の消防、遭難救助隊との連携。環境省にて整備を実施した監視警報システムの維持管理を協議会にて実施。	落石の恐れによる本根沢地域への定期監視休止。	

***	担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
239	観光工商課	嬭恋スキー場管理事業	53,504	現状のまま継続			指定管理者制度により運営を行い、冬場におけるパラグライダー地区及び本村全体の地域振興を図るため。	住民、スキー客、パラグライダー協会、吾妻森林管理署、ブリーズバイオペレーション6号(株)	国有地使用料、施設撤去費、諸経費、100万円以上の修繕費など全て一般会計から支出している。	パラグライダー協会、吾妻森林管理署	21年度から指定管理者が「パノラマ嬭恋(株)」から「パノラマ高原観光協会」へ変更、3年間の協定期間となり24年11月期間満了、その後2年間延長、平成26年11月30日期間満了、アリスバド(株)の6号(株)と協定を締結し、28年度も再度協定締結(1年間)、29年度に3年間運営を行う事、またその後更に3年間運営を行うことを条件とした、基本合意書に基づき、業務委託に関する契約を締結。	H26補正予算により240,000千円の一括返済を行い債務を解消した。29年度より一般会計に移行し設管条例を廃止。指定管理から業務委託へ
240	教育委員会	教育委員運営事業	1,418	現状のまま継続			教育基本法に基づき嬭恋村の教育の充実を図る。村民憲章が求める人間性豊かな村民の育成並びに社会の変化に対応するために生きる力をはぐくむ事を基本方針とし、村ぐるみの教育行政を推進していく。	全村民を対象	「嬭恋の教育」推進目標として学校づくり・家庭づくり・地域づくりを柱に教育環境の充実に努め、心豊かな村民の育成を目指す。	県・郡連絡協議会との連携による情報共有	政府は教育基本法に基づき「教育振興基本計画」を策定し、今後10年間の目指すべき教育の姿を示した。	研修会等は個人負担で実施
241	教育委員会	語学指導を行う外国青年招致事業	8,801	現状のまま継続			英語教育の充実を図ることを目的として、英語担当教員とのチーム・ティーチングを通して、国際化に対応できる児童生徒の育成を図る。ALTとふれあう活動を通して、幼稚園児の国際感覚を養う。	小・中学校児童生徒を対象とする。幼稚園児を対象とする。	児童生徒の英語力向上を図るため、指導助手として担当教諭とのチーム・ティーチングにより英語授業の充実を図る。歌やゲームなどでALTとふれあう活動を通して、簡単な英語を耳にする機会をもち、身近に感じてもらう。	JETプログラムを通して英語指導助手との雇用契約を行っている。	学習指導要領改訂により中学校での英語時数の増加や小学校での外国語活動が導入される。	H21年度の二学期よりALTを一名増員しH23年度から完全実施される小中学生の外国語活動の充実を図り英語力を向上させた。
242	教育委員会	事務局管理事業	8,300	現状のまま継続			村内教職員の住居確保等・幼児、児童、生徒の身体及び歯科検診	新規採用及び遠隔居住者・幼稚園児、小学校児童、中学校生徒	学校づくり・家庭づくり・地域づくりの三つを設定し、21世紀に生きる豊かな心・豊かな体力・豊かな学力を身につけた心豊かな嬭恋村民の育成を目指して教育行政を推進する。全幼児、児童、生徒の検診		教員住宅入居者が区民と同様の後割分担をして住民の一人として社会貢献をする。	老朽化した教員住宅の解体。H23千俣教員住宅、H25西部教員住宅解体。
243	教育委員会	スクールバス運営事業	132,691	現状のまま継続			嬭恋村は通学区域が広範囲であり、公共交通機関が整備されていないため、児童生徒の通学手段を確保すること。	幼稚園、小学校、中学校の児童生徒で遠距離から通園通学するもの。	民間3社に運行委託して運営している。	福祉バスとの連携により、高齢者、障害者の移動手段手段の援助を行う。嬭恋高校生徒の通学手段として利用を行う。	全13路線のうち3路線を直営運行	
244	教育委員会	小学校統合事業	555,657	現状のまま継続			教育的効果を伸ばす適正規模での施設再編により開かれた学校及び教育環境を整備する。	村内小学校全校によるため全村民が対象。	少子化に伴う児童数の減少により適正規模の集団を形成するため現5校を2校に再編する。	群馬県教育委員会-群馬少年数クラスプロジェクト、群馬県中之条土木事務所-土砂流出警戒区域、急傾斜危険区域、中学校統合事業。	少子化による教育環境整備。	H31の西部小グラウンド整備、旧体育館解体等にて終了予定
245	教育委員会	奨学金貸付事業	1,660	現状のまま継続			教育を受ける権利の機会均等(学習意欲のある者に等しく機会を与える)を図り、有用な人材育成に努める。	村民が高等学校、短大、大学等への進学に意欲のある者で、入学準備金・学費等の調達で困難な者	広報等で募集する。申請書を受け付け、所得等を審査委員会が審査し、教育委員会の承認を得て本人に決定通知を送付する。	「日本学生支援機構奨学金」「あしなが奨学金」等の全国的規模のものから学校独自の奨学金の制度があるが、他の学資給付を受けていないものを対象とする。	高学歴社会や厳しい経済状況から住民の関心が高いが、申請件数には比例していない。	返還金の未納者に対しての返還方法の対応。H29年度は貸付金より返還金が多くなっている。
246	教育委員会	小学校管理事業	37,664	現状のまま継続			小学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・設備の充実と健康安全教育等の充実。	村内小学校施設の維持管理	学校施設維持管理について標記のような運営が必要である。教育目標・徳・体・知の基礎と基本を確実に身につけさせ、人間性豊かな子どもをそだてる。	各小学校との連絡を密にする。中学校管理事業	西部小学校体育館の老朽化が進んでおり、新たな施設または耐震補強が必要。	H25年度東小・鎌原小を統合し東部小開校。H27年度西小・田代小・千俣小を統合し西部小開校。
247	教育委員会	小学校交流事業	283	現状のまま継続			千代田区の児童との自然農業体験及び5年生東京への遠足時に千代田区の小学校を訪問し親睦を深める。	村内小学校5年生・千代田区小学校5年生	農業体験を通して、千代田区小学生との交流(作物の植え付け及び収穫)。村内5年生遠足で千代田区小学校訪問に対する補助金(1人4,000円まで)	西小学校は県の食農モデル校の指定校を兼ねて実施する。(H19-21) 東小(H16-18)	教育施設再編によりH27年度より全校鎌原地区の農地でおにぎりの会の指導により実施。	毎年度打合せ会議を行い目的、成果を確認し実施の意義を再認識し、改善をはかっている。
248	教育委員会	小学校教育振興事業	18,162	現状のまま継続			小学校における教育振興を図る。	村内小学校児童及び保護者	教育目標達成のため環境を構築し教育振興を図る。	県立図書館との連携により読書活動の推進を行う。	学習指導要領の改訂が行われ、H32に小学校は完全実施されることになる。道徳が教科化され、高学年は外国語活動が新設される。各学校の主体的な取組を支援していく。平成28年度より保護者が負担していた教材費を村費で負担	図書蔵書の確保、補助金交付要綱の見直しを実施してきた。
249	教育委員会	中学校管理事業	24,627	現状のまま継続			中学校における教育環境の保全、運営。学校の施設・設備の充実と健康安全教育等の充実。	村内中学校施設維持管理	運営上必要な教材及び施設の整備。	小学校管理事業	H24年度教育施設再編計画に基づく統合により嬭恋中学校開校。	H24年度より中学校統合。
250	教育委員会	中学生海外交流派遣事業	5,084	現状のまま継続			本村における国際交流の振興と国際性豊かな人材育成により国際理解教育の推進を図る。	嬭恋中学校3年生(抽選により12名)	本人の申し込み(要英検4級以上)→学校長の推薦→公開抽選会→派遣生徒決定(12名)	座間味村交流事業・アメリカのベッシーアノさんの協力	学習指導要領の改訂に伴い英語教科の時数増加等により、言語や文化に対する理解を深めるコミュニケーション能力の基礎を養う事を目標とされている。本事業を通じて直接異文化に接し国際性豊かな人間育成に期待できる。	負担金の見直し

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
251	教育委員会	中学生座間味村交流	1,425	現状のまま継続			明日の郷土を担う青少年たちの心身ともに健やかな成長を図る。風土・歴史・文化・産業の異なった地域の視察学習をとおして視野を広げ、社会性を養い、郷恋村ではできない自然を体験することにより人間として相互理解を深め、たくましさと思いやりの心をもった青少年の育成を図る。	郷恋中学校3学年生徒を対象に男女合計12名、引率者2名・事務局1名	本人の申し込み→学校長の推薦→公開抽選会→派遣生徒決定(12名)	中学生海外派遣事業、座間味村教育委員会	平和教育や異文化の体験	参加者の負担金18年度から3万円から4万円に増額
252	教育委員会	中学校教育振興事業	24,353	現状のまま継続			中学校における教育振興をはかる。	村内中学校生徒	教育目標達成のため教育環境を構築する	県立図書館との連携により読書活動の推進を行う	学習指導要領の改訂が行われ、H33に中学校は完全実施されることになる。道徳が教科化される。学校の主体的な取組を支援していく。 平成28年度より保護者が負担していた教材費を村費で負担。スポーツ庁が定める運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン等に関して郷恋村においても部活動の方針を定める。	H28年度より英語検定受験料補助金制度を導入する。
253	教育委員会	幼稚園運営事業	29,594	現状のまま継続			幼児教育は、学校教育法第77条の規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を整え行なうための運営費等を計上した事業である。	村内の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び保護者	村内2園により3年保育を実施	村住民福祉課との連携により幼児期からの小児習慣病、歯磨き指導、食育、特別支援教育等について指導を行う。 平成27年度より保育園部の管理運営を住民福祉課から教育委員会へ委託	少子化現象による園児数減少にある。効率的な幼児教育実施に向け平成20年度より3園に統合し、平成26年度より2園に統合。平成20年4月より西部幼稚園において預かり保育を実施、平成26年8月より東部こども園においても実施。平成28年度より幼稚園保育料無料。	平成19年度より教育施設再編委員会により再度統廃合を検討し平成26年度統合完了
254	教育委員会	東部保育所運営事業	22,908	見直しの上で継続	重点化する	職員の確保	保護者の就労または病気等により家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかかわって保育をするともに、通所する児童の心身の健全な発達に寄与する。	満1歳から、小学校就学前の保育に欠ける児童	入所児童の受け入れ、保育の実施、一時保育事業	東部幼稚園と東部保育所の幼保連携保育実施。 平成26年8月より東部こども園として、東部幼稚園、鎌原幼稚園と東部保育所が統合されてスタートしている。	平成27年度より国主導による子ども子育て支援新制度がスタート。 経済・社会情勢の変化から働く女性が増え、長時間保育への要望がますます高まっていくことが想定される。保護者のニーズに合わせた政策展開が求められている。H28より保育料の無料化、H30年入所希望者が増加傾向にある。保育室の確保が必要になり、H30保育所の改築を実施。また、保育士の確保が急務な課題である。	・平成18年10月から一時預かり保育実施 ・H20年度から土曜日も平常保育実施 ・H26年度より東部こども園開園。 ・H30年度 東部こども園保育園部改築。保育室を追加
255	教育委員会	学童保育運営事業	9,902	現状のまま継続			保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年(1年生～3年生)児童に対し、授業の終了後に学童保育所において生活の場を与える。	小学生(1年生～6年生)	放課後及び長期休暇(夏休み等)時に学童保育所において生活の場を与え、居場所を確保する。	こどもふれあい館は、H29年度末で閉鎖。(学童保育所利用者の増加による)	両親が共働きの家庭や一人親家庭は増加しており、学童保育の必要性は年々増加傾向にある。また、夏休みなどの利用児童も年々増加している。安心して子育てでの出来る環境整備が望まれている。	日こどもふれあい館を現在の東部学童保育所に併設し、平成27年度に教育委員会へ事務委任された。
256	教育委員会	スピードスケート振興事業	4,649	見直しの上で継続	重点化する	指導者の育成	本村の伝統的スポーツであるスピードスケートを根ざすため。	村内小学校・中学校・郷恋高校の選手育成強化、小学校の授業	練習環境の提供・県施設の青葉湖のバイキングリンク借用及び夏季節のローラースケート場の貸貸。	無し	部員の減少	小学校統合に伴い全小学校でスケートの授業を取り入れる。
257	教育委員会	運動公園維持事業	9,848	現状のまま継続			村民の健康管理・体力の向上及び農村と都市の交流を持つ地域の振興を図るため。	全村民及び村内宿泊施設利用者。郷恋中学校生徒	利用者の日程調整。施設の維持管理	総合グランド維持管理事業	芝の状態等は利用者から絶大な支持を得られている。H24年度からは郷恋中学校の部活で使用するので、一般開放は主に夏季休業中となる。	管理委託契約の見直し。使用料の見直し。利用に関する広報活動。
258	教育委員会	社会体育館維持管理事業	1,162	現状のまま継続			村民の健康管理・体力の向上及び地域コミュニティの振興	村民等	体育館は利用の日程調整及び維持管理事業。公園関係は公園設置事業から立ちあげ、その後は維持管理事業を行う。	運動公園維持事業及び総合グランド維持管理事業	旧田代小及び旧干俣小跡地における有効利用は地元から強い要望がある。学校跡地及び旧学校体育館の有効利用を望む声は大きい。	
259	教育委員会	社会教育振興事業	207,036	見直しの上で継続	重点化する	スポーツや文化の振興、生涯学習の充実を図る	村民の多様化する学習ニーズへの対応、地域・家庭の教育力の向上、社会教育団体への支援、青少年の社会参加の推進等、つながりのある地域社会を築いていくなど、社会教育事業全般の基礎的事業	各種社会教育団体等、村民	社会教育委員会協議の運営、各種団体への助成	学校教育と社会教育を積極的に連携・融合及び、地域行政全般との連携で経費の節約や財産等の活用に努める。	多様化する学習ニーズへの対応、地域・家庭の教育力の向上が求められ、生涯学習社会の構築に向けて、学習者の視点から大事にした活動(施策)の推進が望まれている。	自主運営への取組 H24から生涯学習だより発行 H26より花いっぱい事業を公民館事業へ移動
260	教育委員会	人権教育推進協議会運営事業	750	現状のまま継続			村民ひとり一人が人権感覚を身につけると共に、人権問題を正しく認識し、基本的人権の精神が村民の生活の中に実現するような村作りを推進する。	全村民	人権教育推進協議会の開催、人権教育推進大会の開催、人権教育推進協議会委員の研修会年2回(村・郡各1回)、人権に関する演劇教室開催(西部小・東部小)、「人権に関する標語」の募集・選定、広報つまごいで啓発	H25より北毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会との共催により県より補助金が交付されている。より一層の啓発活動が期待できる。	H14.3.31人権教育啓発推進法が実施され、同和教育啓発中心から人権教育啓発に移行している。	心の問題は今後山積する傾向にあり、現状踏まえた活動の推進を図る

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯	
261	教育委員会	青少年健全育成事業	748	現状のまま継続			青少年を中心に全村民を対象とする。	青少年育成推進員連絡協議会の活動(婦孺クリーン大作戦)の一環として進める。成人式は東海大学婦孺研修センターにて式典、記念撮影、立食パーティーを実施。	青少年育成推進員連絡協議会・公民館主催講座で他の行事等のチラシを配布して促進を図っている。成人式では婦孺村選挙管理委員会・年金関係のパンフ等を配布して大人の意識醸成をはかる。	青少年による新成人の減少	H23より成人式開催事業を統合H27に健全育成団体補助金を加入	
262	教育委員会	放課後子ども教室推進事業	1,352	現状のまま継続			子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設ける。	平日の放課後や週末等に学校の空き教室や校庭、体育館等を活用し、地域の方々の参画(安全管理員)を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、昔遊びや読み聞かせ等の文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。	少子高齢化や核家族化の進行、両親の共働き等就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能、教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化が指摘されるなか、事業実施に当たっての地域指導者は高齢者が多く、それが指導者の生き甲斐づくりにつながっている。	平成27年度より土曜・長期休業中の教室も開催している。	
263	教育委員会	文化祭実施事業	1,324	現状のまま継続			村民のための生涯学習の発表の場の提供と各地区村民の交流親睦を深める。	村民	文化協会・体育協会・各区等団体村民へ参加・協力を呼びかける。	東京都千代田区交流事業、群馬県長野警察署、群馬県立婦孺高等学校、JA、商工会、交通安全協会婦孺支部、婦孺村交通指導員、村内小中学校	少子高齢化、人口減少等により運動会の部では地区により参加できない種目があるなど、各地区とも選手集めなど大変な苦労があり、伝統を重んじる考えと、そうでない考えとあるようである。	H22から補助事業から単独事業費へ移行。H24から成果・活動指標変更。
264	教育委員会	公民館運営事業	5,440	現状のまま継続			地区における公民館活動の運営支援と地域の自主性の醸成。東部公民館における住民への学習機会の提供	全村民、婦孺会館利用者、地区公民館利用者、図書室利用者	町村連携講座・上毛かるた競技大会・おもしろ科学教室の開催、ふるさとキッズの実施、子ども会育成会の運営、家庭支援講座、素敵に子育てイキイキ講座の開設、図書の整備、県内連携図書館の有効活用、吾妻郡共同巡回文庫の運営。	婦孺村文化協会との連携。吾妻郡内町村公民館と連携し講座教室を開催。村公民館連絡協議会と連携し上毛かるた大会・家庭婦人卓球大会開催。サマソニスタジアム会吾妻支部による企画・運営指導。小学校への参加募集。幼稚園との連携。	少子高齢化による利用者の高齢化。県立図書館・吾妻郡図書館等、連携図書館蔵書の借用量が増えている。	H23、おもしろ科学教室、図書室運営事業を統合。H26年度、花いっぱい運動を統合、イキイキ講座開始。
265	教育委員会	公民館施設整備維持管理事業	4,540	現状のまま継続			生涯学習振興のための施設維持管理	婦孺会館(東部公民館)	施設利用に支障無く対応できるよう日常点検を実施し、修理・管理・清掃等の維持管理により利用者の便に供する。また地域の防災施設として機能できるように管理していく。	地区公民館との連携、災害時の避難施設としての整備	婦孺会館の老朽化及び、村民の少子高齢化を考慮して利用形態の見直しを取り込んだ会館の代替を検討	18年度より電気・暖房代相当分として利用者負担開始。21年度臨時交付金を活用し22年に指箇所数件の改修を実施。平成27年度事業として1階トイレを改修し、多目的トイレも設置。
266	教育委員会	スポーツ振興事業	7,937	現状のまま継続			村民のスポーツに対する参加意欲を喚起し、体力向上と健康増進に資するとともに、各スポーツ団体の支援を行い、村民個人及び団体の自主的、自立的活動を推進する。	村民・村内スポーツ団体	村内スポーツ施設の管理を行い、諸手続きなど事務的な支援及び人的補助と補助金など、経済的支援を通し負担軽減をはかる。また、指導者の育成のため各種研修会や事例研究に努める。	婦孺村体育協会・婦孺村スポーツ少年団・吾妻郡スポーツ協会・群馬県・群馬県教育委員会・(財)群馬県スポーツ協会・婦孺村スポーツ推進委員・つまスポカール	青少年のスポーツ活動は、指導者及び保護者が積極的に動き、活動を支えている。生涯スポーツの部分ではかなり行政に依存しており、自立運営が困難な状況である。	H23よりスポーツ少年団推進事業を統合
267	教育委員会	スポーツ推進委員会運営事業	216	現状のまま継続			住民にスポーツ実技の指導を行う。スポーツ活動促進のため組織の育成を行う。行事事業への協力。スポーツ振興のための指導助言を行う。	村民	スポーツ推進員に県・郡の研修会、講習会へ積極的に参加を促し、知識・技術を習得したうえで、スポーツ教室などを開催してもらおう。	婦孺村スポーツ少年団・婦孺村体育協会・婦孺村・村内各小学校・公民館等	村内の高齢化社会には軽スポーツ・筋力維持向上のニーズが高まっているため、推進委員に求められる期待は大きい一方で、職業を持ちながらの活動であるため、本格的に活動することにためらいがみられる。法律改正によりスポーツ推進委員に変更(H23)	法改正によりスポーツ推進委員に改正
268	教育委員会	総合グラウンド維持事業	8,926	見直しの上で継続	効率化を図る	利用率等による検討が必要	体育・レクリエーションの振興をはかるため効率的に運用する。	全村民及び村内宿泊施設利用者。	老朽化施設及び備品等の点検、修繕、更新を行い、使用については申込により日程、時間調整を申込者と協議し、効率的な使用環境を整える。	運動公園維持管理事業	競技者の減少とともに使用されなくなった施設の維持管理が困難な状況である。利用者からは安全、安心にスポーツを楽しめるよう危険箇所についての指摘もいただいているが、対応について財政面など苦慮している。	国の経済対策交付金により施設改修を実施。
269	教育委員会	吾妻郡民祭参加事業	1,459	現状のまま継続			大会を通して郡内住民のスポーツ交流と親睦をはかり、スポーツに対する参加意欲の喚起につなげる。	村民	婦孺村体育協会をとおして選手集めを行う。	吾妻郡スポーツ協会・婦孺村体育協会・吾妻郡内町村教育委員会事務局	町村合併や、それぞれの町村での諸事情等考慮し、簡素化されてきた。それぞれの種目をそれぞれ主体団体の主導により実施することで足りることから、町村の負担軽減のためにもより簡素化が必要。	大会運営に必要な施設、用具等の貸し出しと必要最小限の人的補助に努めた。H30より吾妻郡スポーツ協会
270	教育委員会	村民プール管理事業	445	現状のまま継続			村民の健康増進と生涯スポーツの推進	主に村民	村民プールの一般開放を実施する。	東部小学校、学校施設管理	健康志向の高まりから、健康増進に効果が高いといわれるプールの利用希望は増加している。	29年より管理、運営委託先が無く、直営で開放。教室も同時に廃止。
271	教育委員会	浅間山熔岩樹型整備活用事業	214	見直しの上で継続	重点化する	ジオパークとの連携強化	国指定特別天然記念物浅間山熔岩樹型の保護、整備、活用を図る。	国指定特別天然記念物浅間山熔岩樹型分布指定地内	熔岩樹型分布指定地内の定期的な刈り払い、樹型の枯れ葉等の除去及び説明板、墜落防止柵等の整備。熔岩樹型指定地の確定及び保存活用計画策定に向けた調査・検討。	国指定文化財であることにより、国・県と連携し浅間山熔岩樹型の保護、整備、活用。ツバゲ園・黒斑山登山道・鬼押し出し溶岩流との連携。火山学習の一環で活火山浅間山の学習ポイントの役割。ジオパーク推進事業との連携。	浅間北麓ジオパーク認定により熔岩樹型の価値が高まり、住民等から活用。文化財として指定地の確定と最新の調査の必要性が指摘されH30より調査事業を実施中。	H28に仮設トイレ設置、H29に看板の修繕を実施、H30より調査事業を実施中

担当課名	細事業名	H29決算額	展開方針①	展開方針②	左記の理由	目的	対象	手段	関連事業・類似事業及び他部署との連携	事業を取り巻く社会環境や村民ニーズの変化	これまでの見直し・改善の経緯
272 教育委員会	湯の丸レンゲツツジ群落保護増殖事業	968	見直しの上で継続	重点化する	ズミ・白樺を伐採しないこととどんどん減少。牛の放牧数の増も検討	ボランティアの協力により村を代表する「レンゲツツジ群落」の自然生態系や環境保全を図ることで、住民と行政が一体となって湯の丸のレンゲツツジ群落の保護増殖を進め、心と文化を育む村づくりの実践と環境教育の普及を目指していく。	湯の丸レンゲツツジ群落指定地。	レンゲツツジ群落内の下草刈りによる保護増殖事業。ボランティア・行政による高木の伐採・下草刈り。自然観察会による意識高揚。	国指定文化財であることから、国・県との連携を図り、関係団体の協力を得ながら、湯の丸レンゲツツジ群落の保護増殖を実施。環境省による児童向け啓発活動への協力を実施。	レンゲツツジ群落を楽しんでもらうだけでなく、高草を利用した牧畜が盛んだった頃の癒し地域を理解してもらい、畜畜と人間の共生の営みを理解する環境作り。	H30よりボランティアで整備しきれない箇所を業者委託により実施し2,400㎡ずつ継続予定。
273 教育委員会	文化財保護活用事業	3,853	見直しの上で継続	重点化する		文化財の管理・保護・活用、無指定文化財の調査・整理・保存・活用のための検討。	指定文化財・無指定文化財。	文化財の説明板・標識柱の設置・更新・文化財台帳の整理、文化財調査委員会での検討・審議・調査等	導入板の設置、更新については役場関係者と連携できるものもある。	導入板・説明板・標識柱の文字が読めないものが出てきているため順次改修中。	H23より文化財調査委員会運営事業を統合。文化財活用のための整備促進。標識類の整備。
274 教育委員会	資料館運営事業	98,288	見直しの上で継続	重点化する	ジオパークとの連携強化	浅間焼け遺跡に関する資料を中心に、考古、歴史、自然、文化等の資料を収集し、保管し、及び展示して教育的配慮のもとに住民の利用に供し、併せてこれらに関する調査研究及び事業を行うため。	来館者及び資料科を必要とする団体及び個人	・展示会（常設及び企画展）の開催・講座等の開催・資料館ボランティアガイド養成と運営・資料収集活動	資料館友の会・観光商工課・農林振興課・総合政策課・Jムス農畜農協・癒し村観光協会・浅間山ジオパーク推進協議会	学芸員の確保など文化教育施設として博物館法に則った機能充実と企画展開催や郷土の歴史・教育講座開催の要望が多い。また、開館後35年経過し展示物のリニューアル、収蔵庫の整理及び浅間山北麓ジオパークの拠点施設としての整備が望まれる。	H23より体験学習事業・資料館施設整備維持管理事業を統合
275 教育委員会	給食センター運営事業	88,273	現状のまま継続			学校給食が園児、児童及び生徒の心身の健全な発達に寄与し、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うとともに、学校給食の充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。	村内幼稚園児・児童・生徒	学校給食法に定める学校給食実施基準、及び学校給食衛生管理基準により給食を実施する。	・癒し村食育推進計画（食育推進協議会） ・吾妻保健福祉事務所 ・群馬県教育委員会事務局スポンサー健康課（学校安全・給食係） ・小児生活習慣病（保健室）	・国内産の食材、地産地消など、食への関心が高まっている中、安全で安心な食材選びが求められている。 ・地場産物や郷土食・行事食を活用して、地域への理解や郷土への愛着を育てる必要性を重視。	食育と地産地消の関連を重視。学校給食衛生管理基準の改正に伴う衛生管理の強化。H27から子育て支援開始。
276 上下水道課	簡易水道事業特別会計	112,988	現状のまま継続			安全で安心、清浄にして低廉な水の安定供給を図り、もって公衆衛生の向上に努める。	村民および水道水の利用者	老朽管の更新、老朽施設の改修整備、漏水個所の修理、水源保護。	水道事業	日常生活に必要不可欠であるため、環境の変化に係わらず供給が必要である。	平成19年に料金改定を実施した。
277 上下水道課	上水道事業会計	190,063	現状のまま継続			村民および利用者への安全で安心な水道水の安定供給を図る。また、季節的な需要に対応するための最大時の水量確保を行う。	村民および水道水の利用者	石綿管の更新、老朽管の更新、漏水対策、施設の維持管理。	簡易水道事業	日常生活に必要不可欠でありまた、一時的な潜在人口の急増時における配水流量に順応できる施設整備。	平成19年に料金改正を実施した。 平成20年に高利率の起債の借換え実施。
278 上下水道課	公共下水道事業特別会計	260,344	現状のまま継続			・生活雑排水の浄化による生活環境の整備と公共水域の保全 ・河川水質の保持	・汚水処理計画区域内（公共下水道）の住民 ・汚水処理施設（公共下水道）	・公共下水道事業の健全運営。 ・汚水処理施設や管路の計画的な維持補修。 ・下水道接続の推進。 ・健全な管理運営を行うために適正な料金体系の確立。	・農業集落排水事業、浄化槽整備事業 ・群馬県汚水処理計画 ・公共土木事業	・河川環境の保全。 ・資源循環型社会の構築のため汚泥再利用への関心が高まっている。 ・節約型社会・少子高齢化による人口減少等により、世帯あたりの有収水量が減少傾向にある。	・17年、19年に下水道使用料の値上げ改定。 ・H27より処理場維持管理委託を5年間の長期継続契約とし委託費の平準化を図った。
279 上下水道課	農業集落排水事業特別会計	177,515	現状のまま継続			・生活雑排水の浄化による生活環境の整備と公共水域の保全 ・河川水質の保持	・汚水処理計画区域内（農集排・個別浄化槽）の住民 ・汚水処理施設（農集排・個別浄化槽） ・関係各種団体（農集排・個別浄化槽）	・汚水処理施設や管路の計画的な維持管理。 ・地元協議会等と連携した接続の推進及び個別合併浄化槽設置の推進。 ・健全な管理運営を行うために適正な料金体系の確立。	・公共下水道事業 ・群馬県汚水処理計画 ・農村総合整備事業	・河川環境の保全に対する配慮が重要となっている。 ・資源循環型社会の構築のため汚泥再利用への関心が高まっている。 ・節約型社会・少子高齢化による人口減少等により、世帯あたりの有収水量が減少傾向にある。	・17年、19年に下水道使用料の値上げ改定。 ・27年度より各処理場管理委託を5年間の長期継続契約として委託費の平準化を図った。